

令和七年九月二十六日（金曜日）午前十時零分 開議

議事日程第三号

令和七年九月二十六日（金曜日）午前十時開議

- 第一 議第百十二 号 令和七年度山形県一般会計補正予算（第三号）
第二 議第百十三 号 令和七年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算（第一号）
第三 議第百十四 号 令和七年度山形県電気事業会計補正予算（第一号）
第四 議第百十五 号 令和七年度山形県工業用水道事業会計補正予算（第一号）
第五 議第百十六 号 令和七年度山形県病院事業会計補正予算（第一号）
第六 議第百十七 号 山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第七 議第百十八 号 山形県防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
第八 議第百十九 号 山形県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例の制定について
第九 議第百二十 号 山形県衛星通信システム第三世代化事業に要する費用の一部負担について
第十 議第百二十一号 漁港事業に要する費用の一部負担について
第十一 議第百二十二号 かんがい排水事業等に要する費用の一部負担について
第十二 議第百二十三号 県営農業用施設災害復旧事業等に要する費用の一部負担について
第十三 議第百二十四号 都市計画街路事業に要する費用の一部負担について
第十四 議第百二十五号 流域下水道の建設事業に要する費用の一部負担について
第十五 議第百二十六号 港湾事業に要する費用の一部負担について
第十六 議第百二十七号 急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部負担について
第十七 議第百二十八号 ダム整備事業木地山ダム放流設備更新工事請負契約の一部変更について
第十八 議第百二十九号 山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業契約の一部変更について
第十九 議第百三十 号 起震車の取得について
第二十 議第百三十一号 山形県視覚障がい者情報センターの指定管理者の指定について
第二十一 議第百三十二号 山形県身体障がい者保養所東紅苑の指定管理者の指定について
第二十二 議第百三十三号 山形県立ふれあいの家の指定管理者の指定について
第二十三 議第百三十四号 漁船以外の船舶が使用することができる由良漁港の白山島船揚場の船舶保管施設の指定管理者の指定について
第二十四 議第百三十五号 漁船以外の船舶が使用することができる堅苦沢漁港の船舶保管施設の指定管理者の指定について
第二十五 議第百三十六号 山形県眺海の森の指定管理者の指定について
第二十六 議第百三十七号 西蔵王公園の指定管理者の指定について
第二十七 議第百三十八号 山形県金峰少年自然の家の指定管理者の指定について
第二十八 議第百三十九号 山形県営駐車場の指定管理者の指定について
第二十九 議第百四十 号 公立大学法人東北公益文科大学運営協議会の設置に関する協議について
第三十 議第百四十一号 公立大学法人東北公益文科大学評価委員会の設置に関する協議について
第三十一 議第百四十二号 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所の事故に基づき生じた損害賠償の和解のあっせんの申立てについて
第三十二 議第百四十三号 山形県教育委員会委員の任命について
第三十三 議第百四十四号 山形県土地利用審査会委員の任命について
第三十四 県政一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程第三号と同じ。

出席議員（四十一名）

- 一 番 石 川 涉 議員
二 番 佐 藤 寿 議員
三 番 斎 藤 俊一郎 議員

説明のため出席した者

知事	吉村	美栄子	君
副知事	高橋	徹	君
副知事	折原	英志	君
企業管理者	松澤	勝忠	君
病院事業管理者	阿彌	彦之	君
総務部長	中小	中章	君
みらい企画創造部長	田會	淳雄	士君

防災くらし安心部長	庄 司 雅 人 君
環境エネルギー部長	沖 本 佳 祐 君
しあわせ子育て応援部長	齋 藤 恵美子 君
健康福祉部長	酒 井 雅 彦 君
産業労働部長	奥 山 敦 君
観光文化スポーツ部長	黒 田 あゆ美 君
農林水産部長	高 橋 和 博 君
県土整備部長	永 尾 慎一郎 君
会計管理者	柴 崎 渉 君
財政課長	安孫子 幸 一 君
教育長	須 貝 英 彦 君
公安委員会委員長	柴 田 曜 子 君
警察本部長	水 庭 誠一郎 君
代表監査委員	柴 田 優 君
人事委員会委員	齋 藤 稔 君
人事委員会事務局長	工 藤 明 子 君
労働委員会事務局長	鈴 木 和 枝 君

○副議長（楳津博士議員） 議長所用のため私が議長の職務を行います。

午前 十時 零分 開 議

○副議長（楳津博士議員） これより本日の会議を開きます。

日程第一議第百十二号議案から日程第三十三議第百四十四号議案まで及び日程第三十四県政一般に関する質問

○副議長（楳津博士議員） 直ちに日程に入ります。

日程第一議第百十二号令和七年度山形県一般会計補正予算第三号から、日程第三十三議第百四十四号山形県土地利用審査会委員の任命についてまでの三十三案件を一括議題に供し、これら案件に対する質疑と、日程第三十四県政一般に関する質問を併せ行います。

質疑及び質問の通告がありますので、通告順により発言を許可いたします。

九番伊藤香織議員。

○九番（伊藤香織議員） おはようございます。九月定例会最初的一般質問の機会をいただきました。会派の皆様に感謝を申し上げます。

また、知事をはじめ執行部職員の皆様の日頃の御尽力に心より御礼を申し上げます。災害対応や人手不足、物価高など課題は山積していますが、災害に強い地域づくりや暮らしを守ることは未来世代への責任であります。今の安心と将来の希望を両立させるため、果敢に挑戦し、県政を前進させていただきたいと強く願います。

現実の課題解決と併せ、我々政治家は夢を語る役割もあります。現実と理想をつなぐ橋渡しとして、「共に歩むママ世代」「次世代に誇れるまちづくりを」を信条に、県民の皆様からいただいた声を踏まえ、質問をさせていただきます。

初めに、新スポーツ施設整備についてお伺いいたします。

県と山形市が共同で検討を進める多機能性を有する屋内スケート施設と体育館・武道館機能を有する地域住民のためのスポーツ施設、いわゆる新スポーツ施設については、令和六年十一月に六年度第一回検討会議、令和七年八月、九月に七年度第一回、第二回検討会議が開催されたところであります。

第二回検討会議では、山形市から、新たに整備を予定している体育館・武道館の規模が現行の施設より半減する案が示されております。予算制約や人口減少、利用見込みを踏まえた調整と理解しますが、利用者からは、現行の施設と同等の収容力を維持してほしいとの声が強く寄せられております。とりわけ、体育館の面数設定については、データ的な根拠が示されておらず、検討会議でも説明不足との指摘が出ております。定性的理由にとどまらず、定量的な

データに基づいた説明が不可欠ではないでしょうか。

また、現行の県体育館・武道館は令和十二年度までに撤去予定であり、仮に解体に二年を要するとなれば、令和十一年度までに新スポーツ施設が完成しなければ、利用者が練習場所を失う空白期間が生じるリスクがあります。もう既に現時点では空白期間が生じることは明白で、いかにこの空白期間を短縮できるかという視点が大事になっています。市民・県民が不利益を被らないよう、具体的なスケジュールとロードマップを明確にすることが求められています。

さらに、立地については村山地域となっておりますが、山形市と共同で検討しておりますので、当然山形市とされているものの、詳細は未定です。新駅予定地周辺の可能性も含め、交通アクセスやまちづくりとの整合性を踏まえた総合的な立地判断が必要です。立地関係はデリケートな問題であるため、情報公開には慎重さも必要ですが、決定が遅れることで調査や設計が進まない現状は望ましくないと考えます。

加えて、新スポーツ施設は、プロスポーツ利用ではなく、地域スポーツ、アマチュア利用主体で進めるとの方針が示されました。であればこそ、特定の競技団体に偏るのではなく、県民が広く利用できる場とする工夫が求められます。例えば、冬場の娛樂やカフェ併設による居場所機能の付加、カーリングなど競技人口の少ない種目については体験教室を通じて需要を創出するなど、地域スポーツの裾野を広げる視点が重要です。

そこで提案ですが、まず、山形市が検討している体育馆・武道館の必要面数や機能について、定量的データに基づく説明責任を果たすよう市に求めてはいかがでしょうか。その上で、屋内スケート施設と体育馆・武道館の分離型なのか一体型なのか、アリーナ+（プラス）〇〇、例えば、プラスウェルネス、クリニック、健康増進や介護予防と競技スポーツをつないだり、あるいはプラス屋内ウォーキングトラックやプラス多目的スタジオなどという考え方もありますが、いずれにせよ、県と市で新スポーツ施設の在り方をより具体的にしていく作業が求められています。ぜひとも検討のペースを上げていってほしいところです。

そして、一定の完成年度を目標とする具体的ロードマップを早急に示し、県民に不安を与えないことも重要です。さらには、立地や配置については、交通アクセスやまちづくりを含めた総合的な視点で早急に検討すること、施設は、アマチュアスポーツを主軸としつつ、県民にとって魅力ある多機能な拠点となるよう工夫することなども重要です。これらについても、ぜひ検討の中で山形市と十分なすり合わせをしていただくことを提案いたします。

整備して終わりではなく、活用方策も含め、今の時代に合ったウェルビーイング志向の新スポーツ施設を求めるものであります。山形の気候でも使い続けられる設計、運営、財源まで含めた将来像を示しながら県民の理解を醸成し、競技力の向上、健康増進、子育て・介護世帯への配慮、防災対策、環境負荷の軽減が一体的に図られるような新スポーツ施設を望みますが、県としての見解と今後の方針をみらい企画創造部長にお伺いします。

次に、有権者の投票環境と政治参加意識の向上についてお伺いいたします。

まず、投票所における投票環境の整備に関する基本姿勢ですが、各市町村が主体的に取り組むべきであり、県は、優良事例の紹介や情報共有を通じて後押ししていくことが重要であると認識しております。その上で、障がいのある方々が安心して投票できる環境を整えるためには、特定の障がいに限定するのではなく、視覚、聴覚、肢体不自由など多様な障がいに対応した全体的なバリアフリー化を進めていく必要があります。

障がい者の団体からは、投票所の職員が障がい者対応研修を受けていなかったため、適切な配慮が行われなかっただというお話をお聞きしており、投票事務従事者への事前研修に当事者を講師として招き、必要なサポートを直接伝える機会を設けてほしいとの要望が寄せられております。全ての市町村で個別に実施するのは困難でありますので、県が主催する研修会などで一括して話を聞く場を設けることは、効果的かつ現実的な方法であると考えます。また、各市町村では、全ての投票事務従事者を対象に、障がい者への対応についての事前研修を実施することが不可欠です。

今年の参議院議員選挙において山形市の投票所で導入されたサインガイドの取組は注目に値します。クリアファイルを切り抜いて簡単に作成でき、投票用紙を固定して自筆記入を可能にするこのツールは、視覚障がい者から高く評価されています。多くの当事者が代筆ではなく自筆で投票したいと望んでいることを踏まえれば、県選挙管理委員会が中心となって各市町村に普及を働きかけるべきであります。さらに、サインガイドの作成を就労継続支援事業所に依頼すれば、障がい者の就労支援にもつながり、地域福祉の観点からも意義のある取組となります。

本県は、今年七月の参議院議員選挙で全国一位の投票率を誇り、国政選挙では六連覇を達成しております。これは、県・市町村の選管、各地域の明るい選挙推進協議会等の関係機関の皆様が日々から意識啓発に取り組まれてきた成果が現れたものであり、心から敬意を表するものであります。

特に、「子連れ投票・家族ぐるみ投票」の啓発活動に取り組まれておりますが、子供の頃に家族と投票所に行った経験が将来の投票行動に大きな影響を与えることが確認されています。私も小学校のときから親の姿を見て、選挙は行くものだと当たり前のように思って育ち、選挙権を持ってから欠かさず投票してきた一人です。山形県は大変いい取組をされていると思います。

また、長野県塩尻市では、期日前投票の会場の出口に子供たちが好きな給食のメニューが投票できる模擬投票所を

設けたことで、実際の参院選の投票率も前回に比べて三・〇九ポイント上昇したそうです。このような親子で参加できるユニークな仕組みも主権者教育と投票率向上の両方に資する大変参考になる取組です。

しかしながら、我が県においても、長期的に見ると投票率は低下傾向にあり、特に若年層の投票率は低い状況となっています。我々にも責任があると感じておりますが、若年層の政治参加意識を向上させる取組に力を入れることが重要と考えます。

サインガイドをはじめとした優良事例の全県普及や投票事務従事者への障がい者対応研修の実施による投票所のバリアフリー化推進、「子連れ投票・家族ぐるみ投票」と併せ、次の世代を担う若者の主権者教育の推進、こうした取組をさらに広げ、誰もが安心して投票に参加できる環境づくりを進めていただきたいと考えます。

そこで、障がいのある方の投票環境の向上と若年層の政治参加意識の向上にどのような取組を行っていくべきか、みらい企画創造部長に伺います。

熊の出没対策についてお伺いします。

昨日の代表質問でも、小松議員から条例に係る取組状況や法改正を受けた市町村への支援などについて質問があつたところであります。

本年は例年に比べ、全国各地で熊の出没が異常に多く、私の住む山形市片谷地地区でも目撃や食害、足跡、ふんなどの痕跡が後を絶たず、チラシやのぼり、広報車での広報、注意喚起に加え、箱わなや監視カメラなどの設置を行っております。九月十一日早朝にはツキノワグマ一頭が捕獲されましたが、住民の不安は大きく、畠作業や散歩、子供の送迎、認知症家族の外出など、日常生活に深刻な影響が出ています。農作物被害も頻発しております。

特に問題なのは、秋の餌不足前の夏から市街地出没が増えている点で、原因を特定できなければ、秋冬に被害が拡大するおそれがあります。子熊の人なれや宅地移転跡地のやぶ化、須川沿いの移動ルートも要因と考えられます。

一方で、有害鳥獣駆除を担う猟友会は高齢化し、麻醉銃の扱い手も不足しています。動物愛護センターの獣医師などを育成し、複数人で対応できる態勢を整えることが必要と考えます。

出没を防ぐためには、河川敷や市街地周辺でのやぶ刈りにより物理的なバッファーゾーンを確保するとともに、放置された果樹など餌場を除去することが不可欠です。熊も三十センチくらいの高さがあれば身を潜めることができます。今年食べ物を記憶し、また来シーズンやってくる可能性も十分考えられます。

県は、市町村の要望を受け、県管理河川のやぶ刈りを九月補正予算に盛り込み、国管理河川も要請予定と聞いておりますが、こうした取組を一過性で終わらせず、効果を検証し、来年度以降も継続すべきですし、国管理河川については一刻も早く要望を行うべきと思います。

また、真室川町のように、住民が協力して草刈りや伐採を行った地域では出没が抑えられており、地域ぐるみの取組が効果的であることが示されています。県の補助金制度やモデル地区事業の広報をさらに強化し、地域住民の実践を後押しする必要があります。

そこで、提案いたします。

一つ目は、出没増加の原因分析を進め、全国的傾向と山形県特有の事情を整理し、住民に丁寧に説明することあります。原因特定には時間や労力もかかると思われますが、住民の安全安心を守るためにには、県行政として専門家とも力を合わせ、傾向と対策の情報を発信していただきたいと思います。

二つ目は、やぶ刈りと果樹伐採を組み合わせたバッファーゾーン対策を県内全域で推進し、効果を検証した上で継続的事業として定着させることあります。

また、三つ目は、麻醉銃を扱える人材を育成し、有害鳥獣駆除体制を強化することです。

四つ目は、補助金制度やモデル地区事業の周知を徹底し、地域ぐるみの協力を後押しすることあります。現在の補助内容もあまり認知されておらず、日頃の河川管理の重要性を再認識する意味でも、この機会に県民に周知すべきだと思います。

県民の安全と暮らしを守るため、実効性ある熊対策を早急に講じていただきたいと考えます。これまでの山形県における熊対策の取組状況と、これらの提案に対する県の御所見を環境エネルギー部長にお伺いします。

加えて、鳥獣保護管理法改正により、九月一日より市街地での緊急銃猟が可能となりましたが、九月二十日、改正後初となる鶴岡市での市長判断による緊急銃猟の許可発出、現場伝達前に警察が発砲指示を出し、猟銃による発砲、熊の駆除という事例が発生しました。突然の町なかでの銃声に県民からは不安の声が上がっています。

このようなことがこれからも起こることに対し、かなりの心配の声がありますが、県としては緊急銃猟の望ましい運用とはどうお考えか、併せてお伺いします。

看護師の人材確保について質問いたします。

課題認識として、まず、特定行為看護師の育成についてです。本県は、令和七年度までに百五十人の育成を目指していますが、現時点で約八十人にとどまっております。研修に長期間を要し現場を離れにくいことや、人材・予算不

足が背景にあります。さらに、修了者が村山地域に偏在し、医師不足地域や在宅医療で十分に活用されていない現状があります。

次に、医療現場の労働環境です。夜勤を担う若手が不足し、子育て世代の休暇取得がベテラン層に過大な負担をかけています。潜在看護師や子育てを終えた層の復職支援、柔軟な勤務形態の導入などが重要と考えています。

三点目は、修学資金制度と人材流出です。修学資金の返還免除制度により県内就業を促していますが、義務年限終了後に県外へ流出する例が多く見られます。給与差や美容業界などへの転出も背景とされています。

四点目は、看護師養成と地元定着についてです。県立保健医療大学では県内定着枠を設けていますが、山形大学を含め、県内大学全体で地元枠を広げる必要があるのではないでしょうか。高校生への看護体験や先行受講機会の提供を通じ、若年層の関心を高め、卒業後の地元定着につなげることが重要と考えます。

さらに、ナースセンターの体制についてです。本県の予算規模は職員四人分程度と限られており、他県に比べて脆弱です。潜在看護師の復職支援やU I ターン促進のため、体制強化が不可欠と考えます。

最後に、長期的な需給見通しです。八十五歳以上を中心とした高齢化が進む二〇四〇年には、医療需要の一層の増大が見込まれます。単なる人数確保には限界があり、定年延長や男子生徒へのアプローチに加え、地域包括ケアや予防医療の推進など、病院に行かなくて済む仕組みづくりが重要です。

これらを解決するためには、まずは看護師の絶対数を確保することが重要であり、そのためには、特に若手看護師の県内定着と潜在看護師の活用が必要と考えています。県として若手看護師の県内定着と潜在看護師の活用に関しどのように取り組んでいくのか、健康福祉部長に見解をお伺いします。

また、特定行為看護師のさらなる育成に向けた見解を併せてお伺いします。その際、県民が安心して医療を受けられる体制の実現に向け、実効性ある取組を強く要望いたします。

医師の開業支援と医業承継についてお伺いいたします。

本県においては、地域医療を将来にわたり維持するために、開業支援と承継支援がますます重要になっております。実際に県内で産婦人科を開業された医師からは、他県と比較して行政からの資金的なサポートが乏しく、開業時の負担が大きいとの声が寄せられております。また、後継者不足により診療所が閉鎖される事例もあり、住民にとって身近な医療の空白が広がることが懸念されております。

こうした課題に対し、県は医師会と連携し、開業希望者と後継者を探す医院とのマッチング事業を開始したと伺っております。成果のほどはいかがでしょうか。さらに、医業承継を含む開業費用に対する新たな補助制度が計画され、予算措置として今議会補正予算に計上されています。これらは地域医療を守る上で大変意義のある取組であります。

このたびの補正にある「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援」という国の制度では、医師偏在対策として対象地域が限定されており、山形市、天童市、山辺町及び中山町の医師数が比較的多いとされる二市二町は支援の対象外となります。しかし、医師の高齢化や後継者不足は県全域で共通の課題であります。地域ごとに実情は異なるものの、医業承継を円滑に進めることは全県的に喫緊の課題であり、県独自の補助制度を充実または構築する必要があると考えております。

このたび、二市二町においては、新規開業における施設整備、設備整備は対象外とされていると承知しておりますが、承継に伴う施設の改裝、医療機器の購入等については県独自で補助対象とし、全県的に支援する方針とのことです。大変ありがとうございます。医師の地域偏在を助長しないよう補助額に差を設ける考えも示されておりますが、まさに地域医療の持続可能性を守る観点から、きめ細かな制度設計が求められております。

今後とも、重点医師偏在対策支援区域外となる地域に対しても、県独自の財源を活用し、必要な承継支援を継続的に行なうことはもちろん、マッチング事業をさらに発展させ、単なる後継者探しにとどまらず、医業承継に伴う資金調達や経営支援まで一体的にサポートできる仕組みを整えることも求められています。

県全体として、承継を希望する高齢医師や開業希望の医師の双方にとって魅力ある制度とし、地域で医療を続けたいという意欲を後押しすることが非常に大事であると思いますが、県として、こうした視点に立った開業支援・承継支援を進める考えについて、健康福祉部長にお伺いします。

近年、自然や文化に触れ、地域の人々との交流を重視する「アドベンチャートラベル」が世界的に注目されています。観光庁や国際団体では、自然体験、文化体験、アクティビティーのうち二つ以上を満たすものと定義しており、観光の主流は見る観光から体験する観光へと移りつつあります。一人当たりの旅行単価が高く、滞在日数も比較的長いため、地域経済への波及効果が大きいとされており、サステナブルツーリズムの観点からも国際的に注目されている分野です。

このような中、本県には、最上川や蔵王の樹氷、庄内の海、日本一の面積を誇る天然のブナ林といった雄大な自然資源をはじめ、山寺や出羽三山の精神文化、各地域に根づく四季折々の伝統芸能や祭りや農村体験、温泉文化などアドベンチャートラベルにふさわしい素材が極めて豊富に存在しています。加えて、県内の多くの地域ではインバウン

ド対応やエコツーリズムへの意欲も見られ、ポテンシャルは非常に高いと感じています。

一方で、アドベンチャートラベル実現には、高度な企画力、コーディネート力、ガイド育成、受入れ体制の整備、海外とのネットワーク構築など、地域だけでは対応が難しい側面も多くあります。そのため、県が中心となって、地域資源の掘り起こしや事業者の支援、ブランディング、海外プロモーションなどを戦略的に進めていくことが重要であると考えます。

山形には多様な資源がありますが、山形ならではのアドベンチャートラベルとは何かを明確にし、独自の価値を世界に向けて発信していく必要があります。

従来は温泉や食、景勝地などに偏り、体験型・滞在型の観光商品は十分に整備されていませんでした。観光を通じた地域活性化や人口減少地域での雇用創出を考えると、この潮流を積極的に取り込むことが重要と考えます。

具体的には、第一に、観光×（かける）脱炭素です。公共交通と連動したサイクリングルートの整備や小水力発電・森林資源活用の見学ツアー、ゼロウェースト型農泊などを推進し、サステナブル観光を先導する地域像を打ち出すことが可能ではないでしょうか。

第二に、子育て世代向け体験です。豊富な資源を生かして、例えば、舟下りと芋煮、雪遊びと郷土料理、果樹収穫などを組み合わせた親子参加型プログラムを数多く展開し、教育的価値とリピーター育成を図るべきであります。

第三に、地域活性化・人材活用です。例えば、退職教員や公務員をガイドや通訳として活用し、観光が地域住民の新たな役割や所得を得る機会につながる仕組みを構築することも考えられます。

こうした取組により、宿泊日数や消費単価の増加といった経済的效果に加え、子供やその家族への教育的效果、脱炭素社会への貢献、さらには地域人材の活躍による社会的効果を同時に実現できます。

以上を踏まえ、本県における豊富な自然・文化資源を生かしたアドベンチャートラベルの可能性についてどのように認識されているのか、また、現状の取組状況や課題と、今後、県としてどのような方向性、戦略を持ち、どのように取り組んでいかれるのか、観光文化スポーツ部長にお伺いをいたします。

最後になります。教育の現状と課題についてお伺いします。

近年、幼児期からスマートフォンやタブレットに触れる機会が増え、従来の学習教材への関心が薄れています。その結果、小学校低学年において正しい日本語が身につかず、「イオン行く」「本読む」「犬走ってる」「私やる」といった助詞、特に「が」「を」「に」「へ」などの省略が目立ち、国語や算数といった基礎学力が十分に定着しないまま高学年に進級する子供が増えることが危惧されています。カジュアルな大人の話し言葉やSNS的表現の影響を受けやすい環境であることも要因の一つと考えられます。

七月に公表された今年度の全国学力・学習状況調査では、本県の小学校は、理科が全国平均を上回りましたが、国語と算数が下回りました。中学校は、国語と理科が同程度で、数学は下回りました。昨年度との比較では、小・中とも国語が横ばい、小学校算数は差が縮まり、中学校数学は差が広がっています。

国では、平成二十五年度から原則三年ごとに全国の子供の学力の変化を見る経年変化分析調査を実施し、今年七月に令和六年度の結果が公表されています。それによると、国語、算数・数学、英語の全ての教科で三年前の前回を下回り、その前の平成二十八年度との比較でも中三数学以外は全て下がり、文科省は「長期的視点が必要」との見解ですが、下げ幅が大きく、省内や識者の間でも「深刻な結果」との認識が広まるなど、年々学力低下への危機感が強まっています。

学校教育の現場では、授業時間だけでは十分な定着が難しい上に、教員の多忙化等の影響で授業準備に十分な時間を割けず、授業の質のばらつきが懸念されています。家庭での学習習慣が定着していない現実もあり、学校教育だけに頼ることの限界もあるのではないかでしょうか。

一方で、先月、文教公安常任委員会で視察してまいりました新庄市の小中一貫の義務教育学校萩野学園では、異年齢交流を通じて上級生が下級生のロールモデルとなり、学習意欲を自然に高める取組が成果を上げています。また、地域との関わりを深め、自分の地域の将来を語る子供たちの姿は、主体性ある学びを育む好事例であります。こうした事例から、学校、家庭、地域が連携して学びの環境をつくることの重要性が示されています。

県の第七次教育振興計画でも、教育を自分事として社会全体で子供を育てる理念が掲げられています。また、学校内の縦・教員と生徒や、横・生徒同士の関係に加え、地域社会との斜めの関係を築くことが子供たちの学習意欲や自己肯定感を育む基盤になるとを考えます。

まずは、基礎学力の定着を確実にするため、地域差を分析し、事例の共有、モデル地区での実践研究の強化を図るなど、学力向上のための具体的な取組を推進していただきたいと思います。また、地域、家庭、学校が連携し、異年齢交流や、祭りや農作業といった地域コミュニティ活動への参加など、地域体験を教育の一環として取り入れ、学力と自己肯定感を同時に育む環境を整備すること、さらには、放課後や休日の時間を地域住民が関わる学びに活用するなど、子供たちの学習支援体制を構築することも大事ではないかと考えます。基礎的知識の指導と自ら探究する学び

の支援、この二つを両立させることができが子供たちの力を伸ばす鍵となります。

人口減少が進む今こそ、学校だけにとどまらず、地域全体で子供たちを育てる教育の在り方を再構築することが求められています。子供たちの学ぶ力をどう育していくのか、基礎学力向上に向けた取組方針と併せ、これらについての教育長の御所見をお伺いします。

以上、七項目について質問をいたしました。御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○副議長（榎津博士議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

會田みらい企画創造部長。

○みらい企画創造部長（會田淳士君） おはようございます。伊藤香織議員から私に二問御質問をいただきましたので、順次お答えをしたいと思います。

まず一点目、山形県と山形市による新スポーツ施設整備についてお答え申し上げます。

県では、屋内スケート施設について令和四年度から段階を踏んで検討を進めてきており、昨年八月には有識者会議において中間的な議論の取りまとめが行われ、多くの方から利用される多機能性を備えることや、立地は村山地域都市部が望ましいなど、整備に向けたある程度の方向性が見えたところでございます。

また、昨年七月の山形市からの重要事業要望において、令和十二年度を目途に撤去が予定されている県体育館・武道館に係る課題への対応として、県と市との連携の強化をトップ同士で確認したことを受け、双方の担当部局において幅広い視点から検討を進めてまいりました。その後、昨年十月には、知事と市長が直接話し合いを行い、県民のウエルビーイングの向上を目指し、新たなスポーツ施設について県と市が共同で検討することに合意したところでございます。

これを受け、十一月に有識者会議を共同で開催し、それまでに整理してきた枠組みを土台として、中学校や高等学校の大会利用をはじめ一定の体育館需要に応え、多くの方が利用できるような多機能性を備えることや、通年でスケート利用と体育館利用の切替えを可能とすること、ユニバーサルデザインに配慮すること、環境負荷の低減を目指すことなどの方向性が整理されました。

さらに、本年八月四日の有識者会議では、屋内スケート施設について、固定席は五百席から一千五百席程度とし、施設レイアウトなど今後の技術的な検討の中で精査していくこと、それから、多様なニーズに応えられるサブリンクを有する施設とすることといった方向性が整理されたところでございます。

また、九月五日の有識者会議では、山形市から、体育館・武道館機能を有する地域住民のためのスポーツ施設の規模感が示され、委員の皆様方からは、主として利用者ニーズや大会需要についてもさらに検討を深めるようという御意見がございました。

今後は、こうした御意見を踏まえつつ、県と山形市との合意の際の考え方やこれまでに検討してきた方向性に沿って、施設の規模・レイアウトなど具体的な検討を進めてまいります。加えて、全体の財政負担抑制の観点から、外部資金の活用、官民連携なども視野に検討を進めてまいります。

この新スポーツ施設が、誰もが生涯を通してスポーツに親しめる環境の充実、子供たちや若者、女性のスポーツを通じた活躍の拡大などにつながり、さらには、多様な交流によりまちのにぎわいを創出することで、県民のウエルビーイング向上に資する施設となるよう、山形市と力を合わせて取り組んでまいります。

続きまして、二問目でございます。有権者の投票環境と政治参加意識の向上についてお答えを申し上げます。

有権者の投票環境と政治参加意識の向上について、県選挙管理委員会の現在の取組と今後の取組の考え方をお答え申し上げます。

七月の参議院議員選挙における本県の投票率は六二・五五%で全国第一位となりましたが、十八歳、十九歳の投票率は四三・二〇%となるなど、特に若年層の投票率は低い水準にとどまっております。また、近年、投票率は低下傾向にございますことから、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、政治参加意識を高めることにより投票率の向上を図っていくことは重要な課題であると考えております。

県選挙管理委員会では、このたびの参議院議員選挙において、障がいのある方がスムーズに投票できるよう、市町村の選挙管理委員会に対し、投票所での段差の解消や投票所内での誘導、投票所への移動支援等について配慮していただくよう要請を行ったところでございます。

市町村選挙管理委員会では、投票所での簡易スロープの設置や人的介助、投票用紙記入補助具等の設置、投票所までの無料タクシーや送迎バスの運行など様々な取組や工夫が行われたとのことでございますけれども、県選挙管理委員会が、このような取組を含め、市町村の選挙管理委員会に優良事例の紹介や情報の提供を行って、より一層の投票環境の整備を働きかけていくことが大切であると考えております。

また、障がいのある方が投票するに当たり必要とするサポートにつきましても、県選挙管理委員会が関係者からお

話をお伺いするなどニーズの把握に努め、研修会などの機会を捉えまして市町村選挙管理委員会とその内容を共有するとともに、市町村選挙管理委員会に対しては障がいのある方のニーズを踏まえた配慮をさらに要請することも大切であるというふうに考えております。

次に、若年層の政治参加意識の向上でございます。

その意識の向上につきましては、県選挙管理委員会と市町村の選挙管理委員会では、小中学生及び高校生を対象に、選挙の仕組みや投票の流れを体験できる出前講座を実施しております、令和六年度は三十五校で約三千五百人の生徒の皆さんに御参加いただいたということでございます。

また、家族が投票に行った、または小さい頃に家族と一緒に投票に行ったことがあるという高校三年生の投票率が高いという状況が県選挙管理委員会の調査で分かっておりますので、その状況を踏まえまして、平成二十九年度から「子連れ投票・家族ぐるみ投票」を推進しており、パンフレット等の配布のほか、小中学校のPTA総会での啓発活動も実施しているところでございます。

さらに、このたびの参議院議員選挙におきましても、インターネットやSNSを活用いたしまして広告等を若者向けに発信をさせていただいて、投票参加を呼びかけたところでございます。

今後も、県の選挙管理委員会におきましては、市町村の選挙管理委員会としっかりと連携し、障がい者の投票環境の整備を推進いたしますとともに、様々な啓発活動を通じて若年層の政治参加意識を高めていくということが非常に大切であると考えております。

○副議長（様津博士議員）　沖本環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（沖本佳祐君）　熊の出没対策についてお答えいたします。

今年は、全国的に熊の出没が多発し、本県におきましても、目撃件数が一千件を超え、年間として既に過去最多となり、人身被害についても六件発生するなど、これまでにない状況に危機感を持って取り組んでおります。

このような状況を踏まえ、八月末までとしていた「クマ出没警報」の発令期間を延長したことに加え、出没が増える秋に備え、今後、県の広報車を使い、熊が出没した集落等で注意喚起を行うとともに、農作業中や市街地に出没した場合に注意すべき点を整理した場面別のチラシを作成・配布するなど、熊による事故防止に向けて対策を強化してまいります。

御提案の点につきまして、まず、出没増加の原因分析につきましては、県では、熊の個体数の管理推進のため、大学教授や実務者などで構成される有識者会議を開催しております。有識者からは、その原因として、山林の管理放棄が拡大しているため熊の生息域が広がっていることや、収穫されないままになっている集落内の柿や栗などが餌となっていることなど様々な要因が絡んでいると指摘されていることから、出没防止につながるよう、対策と併せて、県民に向けても分かりやすい情報発信に努めてまいります。

次に、緩衝帯の整備と補助事業等の周知徹底につきましては、昨年度から熊の通り道となるやぶの刈り払いや、誘因の元となる不要果樹の伐採に対する補助を実施し、人と熊のすみ分けを推進しております。補助事業は、地域で利用しやすいよう市町村を通した補助としており、募集に当たっては、今年度から県でチラシを作成し、市町村に活用してもらうなど、周知に努めているところであります、多くの皆様に御利用いただいております。この事業を活用し対策を実施した地域では、集落内への熊の出没がなくなった好事例も出ているところです。

さらに、今年度の状況を踏まえ、熊の通り道となっている河川のやぶの刈り払いを行えるよう、市街地への出没状況や市町村ニーズを踏まえて、九月補正予算案に所要額を計上しております。熊の出没抑制に向け、有効な緩衝帯整備が行えるよう取り組んでまいります。

さらに、麻醉銃を扱える人材につきましては、県では今年度、熊等が市街地に出没した際に対応可能な麻醉銃取扱者の育成を行っております。八月には専門家を講師に招いた研修会を行い、今後、捕獲現場でのOJTを通して、実地対応が可能な体制を整える予定です。緊急銃猟においても、市町村長の判断で麻醉銃での対応が選択されることも想定されますので、現場で適切に対応できるよう育成を進めてまいります。

緊急銃猟については、市街地に出没した熊等を市町村長の判断で銃により駆除することができるようになることで、迅速に人身被害を防ぎ、住民生活への影響を解消することのできる有効な制度であると認識しております。緊急銃猟の運用に当たっては、通行禁止や住民の避難など、人に銃弾が到達することがないよう安全確保を行った上で実施することが最優先であると考えております。県民の皆様にも、緊急銃猟の必要性や、安全を確保した上で実施されるものであることについて御理解いただけるよう、市町村と連携しながら制度の周知と不安の解消に努めてまいります。

県といたしましては、県民の安全安心と良好な生活環境を確保するため、関係機関と連携し、しっかりと取り組んでまいります。

○副議長（様津博士議員）　酒井健康福祉部長。

○健康福祉部長（酒井雅彦君）　私に二つの御質問をいただきましたので、順にお答えをさせていただきたいと思い

ます。

初めに、看護師人材確保と労働環境改善についてでございます。

本県の看護職員の状況として、県内の医療機関等で就業する看護職員数は、平成二十四年に一万四千四百十一人であったところ、その十年後の令和四年には一万五千八百五十人となるなど、着実に増加してございます。

一方で、高齢化の進行、医療や介護ニーズの多様化などの環境変化に伴い、看護師等の活躍の場も、病院や診療所などの医療現場のみならず、在宅医療や訪問看護、介護施設へと拡大しており、引き続き看護職員の確保は重要な課題であると認識しております。

そのため、県では、山形方式・看護師等生涯サポートプログラムに基づき、「学生の確保定着」「キャリアアップ」「離職防止」「再就業促進」の四つの施策を柱に、各年代やライフステージに合わせた総合的な看護職員の確保対策に取り組んでおります。

具体的には、小中高生を対象とした看護師等体験セミナーや出前講座の開催、看護職員の勤務環境の改善に取り組む医療機関への必要な経費の支援、県ナースセンターとして県看護協会が実施する看護師等職場説明会の開催など幅広い取組を展開しております。

特に今年度は、看護職員修学資金の新規貸与者を令和五年度の八十人、令和六年度の百人からさらに拡大し百五人とするなど、若手看護職員の確保・県内定着を一層進めることとしております。

また、看護職員の確保には、新規卒業者だけでなく、看護師等の免許を持ちながら看護職として就業していない潜在看護職員の再就業を促していくことも重要であります。このため、県ナースセンターにおいて、再就業に向けた相談・あっせん事業や、職場復帰を容易にするための復職研修及びSNS等を活用した広報など、潜在看護職員の掘り起こしから再就業まで切れ目なく取り組んでおります。

加えて、在宅医療の推進、医師の働き方改革に伴う看護師へのタスクシフト等への対応として、特定行為研修を修了した看護師を育成するため、受講料や旅費などの特定行為研修受講に係る経費を支援するとともに、県看護協会との連携の下、特定行為研修制度の普及・浸透を図るセミナーを開催しております。特定行為研修修了者は、令和六年三月末時点で八十二名と、令和七年度末まで百五十人とする目標にはコロナ禍が影響し届いていないものの、近年は当初予定していた毎年約二十人の育成が進んでおります。

今後、高齢化による医療需要の増大など、特定行為研修を修了した看護師の役割はますます重要となるため、一層の育成を図るとともに、各医療機関での活用状況も確認しながら、その活用を促していく方策を検討してまいります。

引き続き、県看護協会などの関係者と連携しながら取組を着実に進め、さらなる看護職員の育成、確保、定着に努めてまいります。

次に、医師の開業支援と医業承継についてお答えいたします。

開業医の高齢化に伴い、休日夜間診療や在宅医療、学校医・産業医などの担い手として重要な役割を担っていただいている診療所が減少し、地域における持続可能な医療提供体制の確保が困難となるおそれがあることから、診療所の後継者確保は極めて重要な課題であると認識しております。

そのため、県では、令和六年度から、県医師会と連携し、開業意欲のある医師と後継者のいない開業医とのマッチングなどを行う医業承継の取組を進めてきたところですが、マッチングサイトを開設した今年一月末以降の約八か月間で、譲渡先を探す開業医と承継を希望する医師の登録件数がそれぞれ十件を超えるなど、高い関心をいただいております。

そのような中、さらに診療所の承継や開業を後押しするため、去る七月三十日に知事が会長を務める地域医療対策協議会等において、重点医師偏在対策支援区域を設定したところです。この重点支援区域では、厚生労働省の医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージに基づいて、診療所の承継や開業の際の施設・設備の整備や地域への定着支援を行ってまいりたいと考えております。

なお、この重点支援区域は、山形市、天童市、山辺町及び中山町の村山地域の二市二町を除く全域となっております。

この重点支援区域の考え方につきましては、厚生労働省からは、候補地域として、医師少数区域である最上、庄内の二つの地域を示されたところでございますけれども、本県では、これらの地域に加え、地域の実情を考慮し、医師少数スポットのある西村山・北村山・東南置賜・西置賜地域の全域を選定するとともに、人口十万人当たりの医師数が全国平均を上回る東南村山地域においても、医師少数スポットの中心となる上山市の全域を選定したところです。

一方で、開業医の高齢化や診療所の減少は全県的な課題であることから、重点支援区域に設定されなかった山形市、天童市、山辺町及び中山町の二市二町においても、県独自の支援制度を新たに設け、診療所の承継を支援していくことで、県全体において医業承継の促進を図ってまいりたいと考えております。

県としましては、県医師会等の関係者と連携しながら、まずはマッチング成立数の増加と今回新たに創設する承継

や開業への支援の円滑な運用に注力し、診療所の維持や後継者の確保を着実に進めるとともに、引き続き関係者のお話もお伺いしながら、県民の皆様がどの地域に暮らしていても必要な医療を安心して受けられる持続可能な医療提供体制を構築してまいります。

○副議長（槙津博士議員） 黒田観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（黒田あゆ美君） アドベンチャートラベルの可能性と振興策についてお答えいたします。

コロナ禍を経て、地域にある豊かな自然や文化など多様な本物の価値を直接体験したり、触れたりしたいという旅行者のニーズが高まっており、こうした欲求に応えるアドベンチャートラベルや体験型観光が人気を集めています。本県は、豊富な観光資源に加え、旅人を温かく受け入れもてなす県民性を兼ね備えており、アドベンチャートラベルへの取組が実を結ぶ可能性は極めて高いものと認識しております。

県内では、市町村や観光協会等が主体となり、観光客が地域の伝統芸能や祭りに参加する取組、祈りの背景を伝えるガイドと参る寺社ツアーや、地域に根差す食文化や農業体験、フルーツの名を冠したマラソンやサイクリングのイベントなど、これまで様々な参加型・体験型のコンテンツが生み出されてきました。

県としては、より広域の観点から、「やまがた出羽百観音」に代表される県内全域に広がる独自の精神文化のブランド化を目指す取組や、世界有数のリゾートとしての蔵王周辺の四季の体験を発信するプロジェクトのほか、山形の歴史や文化、食、風土など、本県の強みを生かした教育旅行のモデルルートの設定など、長期滞在につながる誘致活動に取り組んでいるところです。

一方で、体験メニューの提供がなりわいとして成立しにくいことなどに起因する担い手不足や、地域単独での情報発信・プロモーションではノウハウ不足のため十分な効果が得られないといった課題も残されております。

このため県では、専門的な知識と高いコミュニケーション能力を持つプロガイド人材の育成や、地域外の方が伝統行事の担い手として参加しながら住民との交流を深めるプログラムの試行、コンテンツを商流に乗せるため地域の季節ごとの素材集の旅行会社への提供などに取り組んでおります。直近では、世界的なアドベンチャートラベル推進団体から、出羽三山で実際に修行を体験いただき、唯一無二の体験であると高評価を得た上で、商談の機会も設け、コネクション形成や販路拡大に結びつけたところです。

アドベンチャートラベルを推進することで、住民側も訪れる方との絆が深まり、地域の価値の再発見により郷土愛が育まれ、さらに積極的な魅力発信や受入れにつながることで、地域においても自ら稼ぐ力が生まれることが期待されます。

県としましては、引き続き、本県の豊富な観光資源を基に旅行者のニーズに応えたコンテンツをつくり上げ、適正な対価を得ながら長期滞在につながる仕組みづくりを進め、地域経済の好循環とより強力な人間関係の創出を図ってまいります。

○副議長（槙津博士議員） 須貝教育長。

○教育長（須貝英彦君） 私からは、小学校低学年期における基礎学力の習得についてお答えいたします。

山形の未来を担う人づくりのためには、義務教育段階において、基盤となる確かな学力の育成により一層力を入れていく必要があると認識しております。その場合、子供の発達段階を踏まえて適切な教育活動を計画的に実施する必要があります。

特に、抽象的な概念の理解力が未発達な低学年期においては、具体的な事物を用いながら体験を通して理解を深め、抽象的な思考を伴う学習へと段階的に進むための基礎を養うことが重要であると考えております。また、この時期に知識のみを詰め込むような指導により、子供たちの主体性が阻害されないように配慮することが必要であると考えております。

中でも、入学時は、幼児期の遊びを通じた学びから小学校での学びへと円滑に移行していくことが求められることから、例えば、生活科では、自然観察や植物の栽培、実社会を疑似体験する遊びなどの活動を実施しております。その際、そこで得た気づきを自分なりの言葉で表現する活動などを通して、体験と教科の学習内容を意図的に結び付ける指導を行い、基礎学力の定着を図っております。

このような多様で質の高い学習活動を実現するためには、学校内にとどまらず、地域に活動の場を広げていくことが有効であると考えております。具体的には、低学年期において、地域探検や農業体験、年長者との触れ合いなどの活動を実施し、学校生活だけではできない体験を通して達成感を味わい、さらに学びたいという子供たちの思いを喚起しております。この体験を通じた学びを土台として、中学年期においては、地域の特色などを知り、高学年期においては、それまで培ってきた知識・技能を活用し、地域課題の解決に取り組むといった探究学習につなげております。

このような地域を活動の場とした教育を地域全体で支えるため、ほとんどの市町村において、地域学校協働活動等として放課後子ども教室などの活動の場が提供されております。その中で、季節の行事に合わせた工作教室や科学の面白さを体感できる実験教室、地域の大人が教える学習教室など、様々な体験・交流活動を行っております。

県教育委員会といたしましては、各地区における活動状況を把握し、指導者を対象とした研修会などの機会を通じて活動事例を紹介し、このような取組が県全体に普及するよう促してまいります。

今後も、地域との連携により多様な体験を通じた学びの充実を図り、小学校低学年期の基礎学力の育成に向け、積極的に取り組んでまいります。

○副議長（楳津博士議員） 九番伊藤香織議員。

○九番（伊藤香織議員） 御答弁ありがとうございました。

時間もそろそろ近づいておるようなんすけれども、知事はじめ執行部の皆様、職員の皆様には、本当に数多くの課題に真摯に取り組んでいただいていることに改めて感謝を申し上げます。

四期十六年、吉村県政は安定と調和を築いてきましたが、一方で、産業振興や若者の地元定着、人材育成とか交通インフラ整備とか、課題が山積しているような状況であります。私は、行政の取組は、県民のやる気を後押しするもので、力を引き出し、勇気づけるものであると考えております。ぜひ共に県民の思いや挑戦を支え、未来への希望や可能性を広げて、議会との両輪の下、より豊かな山形県を築いていけることを願っております。

今後のさらなる挑戦と努力に期待を申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（楳津博士議員） この場合、休憩いたします。

午前十一時十五分再開いたします。

午前 十一時 二 分 休 憩

午前 十一時 十五分 再 開

○副議長（楳津博士議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑及び質問を続行いたします。

三番斎藤俊一郎議員。

○三番（斎藤俊一郎議員） 斎藤俊一郎です。一般質問の機会に感謝を申し上げ、傍聴へお越しをいただきました皆様、動画を御視聴の皆様に心から御礼を申し上げます。

今日は秋晴れとなり、県内も秋本番を迎えるました。最近、私、詩吟を始めました。恐縮ですが一節吟じます。「峻嶺（りょうそう）たる 富岳 千秋に」。「神州（しんしゅう）」というこの歌の意味は、日本の象徴である富士山とその朝日は、日本列島を照らし出している。靈妙なる大地、そこから生まれる傑出した人材、それが神の国たる日本であるとされています。まさに我々には、将来に向けて歴史や文化、風土を守り、どう山形県をより強く、より豊かに発展させていくかが問われていると思います。明日と未来へのビジョンを持って政策を提案いたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、戦後八十年を迎えての知事の所感と公設平和資料室の設置について吉村知事へ伺います。

さきの大戦から今年で八十年の節目を迎えました。私は終戦の日に、本県出身の戦没者が英靈として祭られている山形県護国神社に行って、平和を築いてくださった英靈に感謝をする神事に参列をし、全国戦没者追悼式における天皇陛下のお言葉を拝殿にてじっと耳を澄まし、心に刻むことを続けています。

終戦から八回目の八月十五日、知事も護国神社を参拝されたと伺っておりますが、私もふるさとを思い、貴い命を国にささげられた本県出身者四万八百余名に対し、改めて心からの追悼の誠をささげるとともに、恒久平和の実現を祈念したところです。

戦後八十年を迎えた中で、山形県人口の戦後生まれの割合が約九割となり、歴史の風化や戦争を知らない世代への記憶と記録の継承が課題となっています。去る六月二十五日、山形県に戦争の史実・事実を伝える資料を保存・公開し、次世代が学ぶ場の設置を目指している平和祈念資料室設立準備委員会の代表者二名が吉村知事と面会し、資料室設置に向けた要望が伝えられました。

面会した準備委員会代表の下山礼子さんは、お住まいの村山市にて、「小さな小さな平和祈念館」を運営され、「シベリア抑留、満蒙開拓団に行った山形県民の記録」を長年展示されており、二〇二三年には文翔館において、叔父の澤田精之助さんがシベリア抑留の経験をつづった三十二メートルの絵巻物の複製を展示するなど、個人で集めた戦争関連の資料を展示する活動をしています。

下山さんは、「戦争のことを一切語らず世を去った叔父は、体験を絵と文章で残していた。二度と戦争はしたくないという叔父の思いを後世に伝えることが務めです」と語っています。

また、知事と面会したもう一人の理事、九里廣志さんは、県内には多くの戦死者の所持品や家族へ宛てた手紙があり、それらの一部が高齢化した遺族から九里さんの元に寄せられていることから、「資料を適切に管理し、多くの人に見てもらえるような公設の施設が必要」との考え方を、吉村和武議員と共に出席をした準備委員会にて述べておられました。

今年、戦後八十年に当たり、県では、県内小学生を対象にした戦争の歴史ワークショップや、県内の戦争関連資料を県立図書館の一角に展示するなどの取組を行っていますが、戦争関連の資料に特化した公設平和資料室はない状況です。

知事は、県議会の答弁において、平和の尊さ、歴史教育の重要性を何度も述べておられます、戦後八十年の節目を迎えた御所感と、準備委員会との面会時に戦争体験継承の最後のタイミングと述べられた知事の思い、そして、未来の世代に平和や歴史をつないでいくために、この公設平和資料室の設置に向けた考え方について、吉村知事の御所感を伺います。

次に、北村山地域における持続可能な医療提供体制の確保に向けた対応と今後の方針について、引き続き知事へ伺います。

昨今、多くの病院で経営悪化が深刻化しており、全国自治体病院協議会の調べでは、公立病院の八六%が経常収支赤字と過去最悪の経営状況であり、経営安定化は喫緊の課題となっています。そして、持続可能な病院経営を実現する上で、まずは医師の確保が最も重要な要素であることは、県内公立病院の決算状況からも明らかです。

私の地元、北村山公立病院についても、県医師修学資金等の貸与を受けた医師及び自治医科大学卒の医師配置が二年連続でゼロとなっており、厳しい経営状況が続いております。このような中、知事が会長を務める今年度の第一回山形県地域医療対策協議会が開催され、来年度の医師の配置が百九名との見通しを示すとともに、自治医科大学卒の医師十名を各医療機関へ配置する中間案が決定されました。

私は、これまで北村山公立病院の村山二次医療圏における中心的な役割、県立河北病院や寒河江市立病院と比べた救急患者の数、医師数、建物の老朽化、そして経営状況が悪化し構成市町の負担金が増加している点を踏まえ、まずは医師少数スポットに指定をされている北村山地域において唯一の救急告知病院である北村山公立病院へ医師が重点配置されるよう幾度も取り上げ、北村山地域選出の先生方と共に対応を求めてきたところです。

このたび、来年度、自治医科大学卒の医師が北村山公立病院へ一名配置されるようになったことは大いに評価できるものと捉えており、会長を務める知事の御判断に感謝を申し上げます。

しかしながら、北村山公立病院の医療ニーズを考えれば、一層の医師の確保が必要であり、本年度末に予定する最終案において、さらなる医師の配置をすることで医師の地域偏在が是正され、北村山公立病院の経営が安定化することにつながり、ひいては村山地域の持続可能な医療提供体制が構築されていくものと捉えております。引き続きよろしくお願ひいたします。

また、公立病院における経営悪化の要因の一つは、物価や人件費の上昇に対し、公定価格である診療報酬がデフレの状態が続いていると分析されており、政府においても、本県をはじめ病床削減に伴う交付金による支援を行うとともに、骨太の方針においても医療分野における経営の安定が重要課題として設けられております。その上で、累積赤字が膨らみ、構成市町の負担金が増加することにより、病院経営が行き詰まるなど最悪の事態を避けるためにも、地域の中核的な病院には県が直接経営に加わることも今後検討していく必要があると考えます。

特に、北村山公立病院は、令和七年度の一部事務組合予算によれば、入院・外来の患者数を横ばいと見ながら、累積赤字は五十億円近くに上り、構成自治体の交付税を除いた実質負担金を約十一億六千万円と、コロナ禍より倍近く引き上げたにもかかわらず、単年度収支は大幅な赤字を予定せざるを得ない状況です。それに加え、一部建物が築五十年以上経過し、老朽化対策が経営に重くのしかかっております。

現在、県では、北村山公立病院の新病院改築整備に向けた基本計画策定の検討会及び作業部会に、健康福祉部長や医療政策課長がオブザーバー参加をしていますが、知事の政治決断によって、今後はより一層、県が主導した形で、一部事務組合へ経営参画の可能性も含め、北村山公立病院の今後の在り方を検討することが必要と考えます。

これらを踏まえ、北村山公立病院を含む北村山地域における持続可能な医療提供体制の確保に不可欠な医師の確保や、病院経営の安定化に向けた県の対応と今後の方針について、吉村知事の御見解をお伺いします。

次に、山形空港の機能強化について。

初めに、滑走路延長を含む山形空港の将来ビジョン策定の方向性について伺います。

知事は、国内外の活力を呼び込むために、五期目の選挙公約に、山形、庄内両空港の機能強化、滑走路延長等の検討を掲げ、空港の将来的な在り方について検討していく方針を示しております。

このたび就任された折原副知事は、国土交通省において航空局での勤務などを通じ航空行政に知見が深く、奈良県においては観光政策の立案にも関わってこられたと伺っております。

先日、会派議員有志にて、滑走路延長を計画する北海道札幌市の札幌丘珠空港へ現地調査に伺いました。丘珠空港は、自衛隊が設置・管理する共用空港であるものの、昨年度の利用者が過去最多となる五十七万人を超えるなど、広く道民に利用されている空港です。さらなる利用拡大が望まれる一方で、積雪の影響から離着陸における滑走路の距離が不足し、多くの便が冬期間運休していることなどから、札幌市では二〇三〇年までの滑走路の延長実現に向けた

要望を国に行い、その結果、今年の政府予算に約二億六千万円の調査費が計上されたと伺いました。

こうした国への要望に先立ち、札幌市では、安全安心な暮らしと多様な交流を支える広域交通の拠点となる空港を目指し、二〇一六年度から丘珠空港のさらなる利活用について検討を始め、空港周辺地域との意見交換や市民アンケート、空港利活用検討委員会の開催などを通じて様々な意見を伺いながら、空港の進むべき方向性を「丘珠空港の将来像」として策定しています。

この将来像は、滑走路延伸やターミナル改修に必要な経費をはじめ、飛行機材や空港運用時間、経済効果や路線拡大の可能性、加えて、医療・防災機能の強化や周辺地域との調和など、取り組む課題によって構成され大変参考になる内容でした。

一方、山形空港では、国際チャーター便の就航が着陸するには滑走路が短く、地形的にも高い技術が必要であることなど様々な要因により、令和六年度以降、再開していないという課題があります。また、令和六年二月には、台湾のチャーター便が強風の影響により着陸できず、成田空港に着陸するダイバートが発生したとも聞いております。

こうした課題を克服し、旺盛なインバウンド需要をはじめ国内外の活力を呼び込むための空港を目指すとともに、リダンダンシーとして防災機能を発揮できる空港、まちづくりの拠点としての空港など、山形空港が果たすべき役割、求められる機能は多岐にわたるものと考えます。

先ほど紹介した丘珠空港の事例を捉えても、滑走路延長を含めた山形空港の機能強化を目指していく上で、今後、策定が進められる将来ビジョンは重要な意味を持つものと考えます。については、今後どのように策定していくお考えか、折原副知事の御所見を伺います。

次に、航空ネットワークの維持・拡大について伺います。

フジドリームエアラインズは、山形空港と県営名古屋空港を結ぶ便について、燃料費や整備費などの運航経費の増加を理由に、今年の冬期間、一往復に減便する方針を示したこと、県民生活や県内経済への影響を不安視する声が相次いでおります。また、山形から名古屋を訪れる場合、山形を午後発、名古屋を午前発のダイヤとなるため、一泊しても滞在時間がさらに短くなることから、ビジネス利用が多い名古屋便の性質上、今後の利用者数がさらに厳しくなるものと強い危機感を持っております。

FDAは、今回の発表において八路線で十往復の減便・運休をした一方で、JALの路線を二路線譲り受け、共同運航の形で新設をしました。コストの効率化の観点から、今後は両航空会社による新たな形での運航形態が進んでいくものと推察しており、山形空港としても、より一層、両社と緊密に連携をし、各路線の徹底した利用拡大とともに時代に即した対応を先手を打っていく必要があると考えます。

一方、FDA社は、今年八月より旅客機を活用した航空貨物運送サービスを丘珠—静岡間で始めており、順次、各路線で検討を開始するとの新たな経営方針を示しました。

昨日の小松議員の質問に対し折原副知事から、「路便の維持・充実を図る観点からも、航空貨物需要を取り込んでいくことは重要と考えている」との答弁がありました。私としても、本県の魅力であるサクランボなどの農産品をはじめ、陸送によるコストが二〇二四年問題を受け課題となる中、販路の拡大につながる新たな試みとして、名古屋便による航空貨物輸送の取組を始めていくべきと考えます。

さらに、ほとんど利用されていないこの航空貨物輸送について、ほかの便についても県として利用促進を推し進めるべきではないでしょうか。

また、昨年の予算特別委員会において、インバウンド需要を取り込むために、国内空港との乗り継ぎ便などへの支援策や周知・広報が足りない点を指摘しました。観光地から飛行機によるインバウンド需要の取り込みや航空貨物輸送の可能性も含め、今後の航空ネットワークの維持や拡大に向けた方針について、みらい企画創造部長に伺います。

次に、共生社会の実現に向けた東紅苑の整備と利用拡大について伺います。

私の地元東根市は、二〇二〇東京オリンピック・パラリンピックにおいて、ドイツ連邦共和国のホストタウンに登録されており、パラリンピック種目ではゴールボールとシッティングバレーボールの代表合宿が行われ、私も当時、市議会議員として見学し、障がいの有無にかかわらずスポーツに打ち込む姿へ感動を覚えました。

大会開催から四年が経過し、当時、大会の成果として「レガシー」という言葉がクローズアップされました。本県としても障がいの有無にかかわらない社会の構築に向け、この大会のレガシーをさらに発展させていくのかが問われております。

先日、身体障がい者が安心して利用できる心身の保養の場として整備された山形県身体障がい者保養所「東紅苑」にお伺いし、関係者より施設の説明を受けてきましたが、近年は、その老朽化が大きな課題になっています。今年の五月、当施設から県社会福祉協議会を通じ、重度障がいの方が快適に利用するために必要な電動ベッドの故障箇所の入替えや、一部トイレのプライバシーの確保と機能訓練室への冷房整備など具体的な要望書が提出されています。

吉村知事も、就任当初から何度も東紅苑を訪問され、毎年、身体障害者福祉協会の皆様と対話を重視されている姿

勢には、会員の皆様から感謝の言葉が寄せられておりましたが、共生社会の実現に向けて障がい者の社会参加のための環境づくりが注目される中、車椅子等の障がい者が団体で気兼ねなく宿泊できる数少ない施設である東紅苑について、一層のバリアフリー化を図り、施設の充実と利用環境を一層整える必要があると思いますが、健康福祉部長に施設の整備方針を伺います。

次に、サクランボ栽培二百年を目指した今後の方針について伺います。

初めに、やまがた紅王の課題と高温に強い新品種の開発の強化についてです。

「また今年も駄目だった」。ここ数年、日本一のサクランボ産地で聞く残念な言葉に今年も胸が締めつけられる思いをしています。山形県の代名詞であり基盤産業であるサクランボは、本県で栽培され百五十年を迎えた中、気候変動や高齢化による担い手の減少などによって大きな危機が訪れており、県として産地の維持に向けた本気度が試されております。

県では、県産サクランボの連續した不作を受け、今月八日、「山形さくらんぼ産地再生会議」において、十年後も収穫量一万トン規模を維持するため、二〇三五年までに十アール当たりの収量を現在の単収四百四十一キロから五百キロに拡大する目標を示しました。この会議では、今後の方針として、生産者が減少しても単収を増やすことで主産地として市場での現在のシェアを維持することを目指し、結実の確保や高温対策に加え品種の転換を進め、比較的暑さに強い紅秀峰や、やまがた紅王への転換を進める取組を推進するとしています。

県が二十年以上かけて品種を開発したやまがた紅王は、本格デビューから今年で三年目となり、市場へも徐々に流通し始めている一方で、課題も浮き彫りになっていると思います。今年の収穫時期は予想を超える高温状況が続き、紅秀峰の収穫が前倒しとなり収穫時期が重なったことから、知名度で劣るやまがた紅王は販売に苦戦し、市場からは紅秀峰との差別化が課題との声も伺います。

また、やまがた紅王で販売できる出荷規格はL階級以上となっていますが、生産現場においてはL階級以下の果実も収穫されるため、生産者からはL階級以下についても「やまがた紅王」の名称で販売したいとの声が聞かれており、対策を講じる必要があると考えます。

先日、山形県園芸農業研究所では一般参観を行っており、農業相談のブースでは、高温の影響により栽培時期が早まっていることから、五月下旬から収穫できる着色のいい品種の開発を望む声が多く聞かれるとの声を担当職員より伺いました。今年も同時期の品種「紅さやか」は、収量、収入ともに確保ができた状況からも、県として市場の状況や生産者の声を踏まえ、温暖化に適応したサクランボわせ品種の開発を早急に進めるべきと考えます。

やまがた紅王の課題をどう認識し対策を講じる考えなのか、また、第五期のサクランボ品種開発の最終年度を迎えた中、サクランボ品種開発を急ぎ、新たなわせ品種の開発を強化する方針を次期計画に盛り込むなど新たな方策を打ち出すべきだと思いますが、農林水産部長に見解を伺います。

次に、気候変動に適応した無加温ハウス栽培の推奨と施設整備への支援について伺います。

昨年度の補正予算において、持続できる果樹産地緊急強化事業として、スピードスプレーヤーの更新に当たって県単独の補助制度を創設された姿勢は、これまで課題となり支援が手薄だった果樹農業の機械更新に向けて新たな方針が示されたものと大いに評価をしており、予算を超える申請があったことが産地のニーズそのものと受け止めております。

来年度予算においても継続的な制度の発展を求めて、持続可能な果樹農業に向けて、物価高を踏まえたスピードスプレーヤーなどの農業機械の更新に幅広い担い手が支援を受けることができる施策の創設を強く求めます。

地球温暖化に起因するサクランボの高温対策は、来年度以降も継続し行う必要がある一方で、栽培技術についても高温等の気候変動に適応した手法を普及していくことが必要であると考えます。その中で、ハウスの構造を工夫し、収穫時期を早め、収量の安定化を図る施設としてサクランボの無加温ハウスへ注目が集まっています。

県として、このような気候変動に適応した栽培技術手法の導入を進めるため、その有効性を広く知らしめていくとともに、施設整備に向けたさらなる支援策を市町村と協調して実施することを検討するべきと考えますが、農林水産部長の御所見をお伺いします。

最後に、「やまばっかの家」新築支援制度及び住宅リフォーム支援制度の拡充について伺います。

建築資材の高騰や職人不足による人件費の上昇などによって住宅価格が高騰し、全国的に新設住宅着工戸数が前年度を大きく下回る状況が続いております。本県の新設住宅着工戸数についても、昭和五十二年度の一万五千六百四戸をピークに減少を続け、昨年度は四千六百二十八戸となり、過去最低を記録した令和五年度とほぼ同水準の戸数となりました。さらに、今年上半期の累計着工戸数は昨年から約二割減少し、大きな影響が生じております。

一方、政府では、脱炭素社会の構築に向け、本年四月に住宅の省エネ性能向上を目的に法改正を行うとともに、住宅購入や改修の支援制度を拡充しています。

こうした中、県では、全国に先駆けて、快適かつ健康で環境に配慮した住宅として、高気密・高断熱の独自基準を

定めた、やまがた省エネ健康住宅「やまぼっかの家」の認証制度を創設し、「やまぼっかの家」を対象とした新築住宅支援を実施しております。昨年度は、募集開始後二か月足らずで募集戸数に達している状況です。

地元東根市では、早くから「やまぼっかの家」に共鳴し、市としても支援を実施しています。さらに、地元工務店では「やまぼっかの家」を専門に扱う「叶理家（カナリエ）協同組合」をつくり、「叶う理想の家づくり」を標榜して、共同住宅展示場の運営や認証制度の普及啓発を活発に行なうなど、「やまぼっかの家」普及の先駆者として取り組んでおり、山形市内でも地元工務店による同様の団体が発足するなど、「やまぼっかの家」へのニーズは年々高まっています。

一方、人口減少と核家族化の進展によって高齢者世帯の割合が増加している本県では、既存住宅の断熱性能を向上させるリフォームを望む声を多く伺います。特に、少人数世帯では、住宅全体ではなくリビングなど居住空間の部分的な断熱化リフォームに対する需要が増えています。

県では、「やまぼっかの家」の新築や断熱化リフォームに対して支援を行なっていますが、住宅の断熱化にはコストがかかることから、物価高騰が続く中、現在の支援では十分とは言えない状況であり、より手厚い支援が望まれます。

こうした状況に加え、二〇三〇年には今より高い住宅の省エネ基準が義務化される見込みもあることから、「やまぼっかの家」の新築及び住宅の断熱化リフォームに対する支援制度について、県民ニーズに応じた拡充が必要だと思いますが、県土整備部長の御見解をお伺いし質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○副議長（槙津博士議員）　この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

吉村知事。

○知事（吉村美栄子君）　ただいま斎藤議員から私に、二問御質問を頂戴しましたので、順次お答え申し上げます。

まず一点目は、戦後八十年を迎えての私の所感と公設平和資料室の設置についてあります。

さきの大戦が終結してから八十年の節目を迎えております。今日、私たちが享受する平和な社会は、戦争で亡くなられた多くの方々の貴い犠牲の上に築かれていることに思いを致し、今月、モンゴル国を訪問した際にも、日本人死亡者慰靈碑への献花を行い、抑留によって現地で亡くなられた県内関係者の慰靈を行ってまいりました。このような悲惨な戦争が二度と繰り返されることのないよう、その歴史的教訓を次の世代に継承していくことが現代を生きる私たちの大きな責務であると認識しております。

一方で、終戦から長い歳月が経過し、戦争を直接経験され、その悲惨さや平和の尊さを自らの体験として語り伝えることができる方々が少なくなりました。戦争について見聞きする機会が急速に減少している状況にあります。

こうした中、去る六月二十五日、地域で戦争の記憶継承に取り組まれている村山市の「小さな小さな平和祈念館」の下山館長と、九里学園高等学校の九里校長のお二人からお話を伺う機会がありました。お二人からは、「戦争について知らなければ、戦争や平和について考えることができない。まずは、知る機会を確保することが重要」とのお話をお聞きし、戦争の記憶を次世代へ伝える意義を強く認識したところであります。

お伺いしたお話を踏まえ、今年度、県では新たな取組として戦争の記憶を継承するための事業を実施しているところです。まずは、広く県民の皆様に改めて戦争について考えていただく機会とするため、八月に県立図書館において「県民が書き残した戦争展」を実施し、さらに、若い世代へ継承する取組として、八月一日に小学生を対象とした戦争について考えるワークショップを開催いたしました。また、十一月には、平和学習に取り組んでいる県内の高校生約七十名と一緒に沖縄県にある「山形の塔」の慰靈祭に参列し、代表の生徒さんから追悼の言葉を述べていただくこととしております。

小学生のワークショップでは、県内の戦没者の御遺族の方から、本県における空襲や当時の小学生の生活についてお話をいただいたほか、中国残留邦人の体験と労苦を伝える語り部の方からは、満州において八歳で家族と生き別れた残留孤児の体験談をお話しいただきました。参加した小学生からは、「県内でも空襲があったことは知らなかった」「とにかく戦争は絶対に駄目」「山形県でも死者が出てしまったことを忘れてはいけない」などの感想が寄せられ、戦争の記憶を次世代に伝えていくことは、戦争の惨禍を繰り返さないために何よりも重要であると改めて認識したところであります。

戦争の記憶を次世代に継承していくには、当時を伝える資料の収集とその活用が不可欠ですが、戦没者の御遺族も高齢となる中、これらの資料の収集は喫緊の課題であり、戦後八十年を経過した今がまさに、資料の散逸を防ぎ、それにまつわる記憶とともに後世に残していく最後のチャンスであると考えております。

県としましては、本県における戦争の歴史と平和の尊さを未来を担う若い世代に伝えていくため、県内各地域で戦争の記憶継承の取組を進めておられる方々のお話を聞きながら、戦争に関連する資料の確実な収集とその効果的な活用の在り方にについてどのような方策が取れるのか、しっかりと考えてまいります。

二点目は、北村山地域における持続可能な医療提供体制の確保に向けた対応と今後の方針についてであります。

私は、これまで医療の提供は県民の命と健康を守るための大切なインフラであり、省内どの地域に住んでいても、県民の皆様が将来にわたって必要な医療サービスを安心して受けられる体制の構築が大変重要であると考えております。

特に、本県では地域医療を担う公立病院の役割が極めて重要であり、その機能の維持向上に必要な医師の確保は、市町村の皆様と共にしっかりと取り組むべきものと考えております。

そのため、令和六年三月に策定した山形県医師確保計画におきまして、医療提供体制が脆弱で局所的に医師が少ない地域として、北村山地域などを県独自に「医師少数スポット」と設定し、医師少数区域と同様、重点的に医師確保を推進する方針としております。

また、今年度は、これまで以上に各病院の実情や各市町村の意向を丁寧に把握しながら、関係機関との連携や協力を一層図るため、医療統括監がセンター長を務める県地域医療支援センターの調整機能を強化し、去る七月三十日に、私が会長を務める第一回地域医療対策協議会で協議がなされた令和八年度の医師配置の中間案におきまして、医師少数スポットに所在する北村山公立病院への医師配置も新たに決定したところであります。

一方、公立病院はもとより、全ての医療機関の経営につきましては、物価高騰や賃上げ等による諸費用の大幅な増加が、診療報酬改定等による収益の増加をはるかに上回り、官民間わず非常に厳しい環境に直面しているものと認識しております。

そのため、当面の緊急支援として、県では政府の補正予算を活用した病床数適正化支援事業を実施し、公立病院を含む医療機関の効率的な医療提供体制の確保や入院医療の提供継続を支援しております。

この事業は、当初、公立病院は対象外でありましたが、本県を含む関係者による強い働きかけを行ってきた結果、第二次内示分からは公立病院も新たに対象とされ、本県では、北村山公立病院を含む四公立病院に対して支援することとしたところであります。

また、経営の安定化を図るには、診療報酬制度の改定等を含めた抜本的な対応が不可欠でありますので、政府への施策提案に加え、全国知事会や医師少数県等で構成する知事の会など、あらゆる機会を捉え強く訴えてきたところであります。

今後も、いわゆる骨太の方針を踏まえた政府の動向を注視しながら、医療機関の安定的な経営に向けて、引き続き政府に対し十分な財政支援措置を講じるよう強く働きかけてまいります。

なお、北村山公立病院の経営に対する支援の在り方につきまして、まずは各首長をはじめ三市一町の皆様が中心となって、新病院のあるべき姿について地域の実情を踏まえた議論を行っていただくことが重要であると考えております。現在、基本計画の策定に向けて、新病院整備に係る検討委員会や部会で協議が進められておりますので、将来の病院が果たす役割や機能について、県もオブザーバーとして関係者の皆様と認識の共有をしっかりと図りながら、必要な助言や支援など何ができるか検討してまいります。

県としましては、今後も医師確保や偏在是正、必要な財政支援などを通じ、持続可能な医療提供体制の確保とその強化に向けて引き続き取り組んでまいります。

○副議長（槻津博士議員） 折原副知事。

○副知事（折原英人君） 山形空港の将来ビジョン策定の方向性についてお尋ねがございました。

山形空港の将来ビジョンにつきましては、昨年度、山形空港将来ビジョン検討会を開催いたしまして、空港の利用状況、県内のインバウンドの状況、滑走路を延長する場合の課題、概算事業費などをお示ししながら、有識者、関係自治体、関係団体、学生など幅広い方々から御意見をいただいたところでございます。これを踏まえまして、具体的な将来ビジョンの策定に向けて、新たな検討の場を立ち上げるべく、現在準備を進めているところです。

空港は、地域における広域的な交流拠点であり、地域活性化の核となり得るものであることから、地域づくりを踏まえた空港の在り方、滑走路の延長を含めた具体的な整備内容につきまして、関係者間で丁寧に合意を図っていくことが重要と考えてございます。

議員が言及されました丘珠空港の将来像の取りまとめに当たりましても、札幌市において、議員御指摘のとおり、空港周辺地域住民との意見交換、市民一人万人アンケート、市民や有識者で構成される札幌丘珠空港利活用検討委員会での議論など、様々な御意見を伺いながら検討を進めたものというふうに承知をしてございます。

山形空港の将来ビジョンの策定に当たりましても、幅広い関係者に新たな検討の場に御参画をいただきまして議論を丁寧に進めてまいりたいと考えております。

なお、山形空港の滑走路延長につきましては、平成八年十二月に閣議決定されました第七次空港整備五箇年計画に位置づけられたものと承知をしてございます。この計画に同様に位置づけられた青森空港、花巻空港、岡山空港の滑走路延長については、整備を完了しているところでございます。

また、山形空港は国際航空輸送網または国内航空輸送網の拠点となる特定地方管理空港に位置づけられているとこ

ろでございますけれども、同様に位置づけられている五空港のうち四空港、旭川空港、帯広空港、秋田空港、山口宇部空港、こちらの空港は滑走路長が二千五百メートルとなっております一方で、山形空港のみが二千メートルとなっております。こうしたことに鑑みますと、山形空港の滑走路の延長につきまして、社会経済情勢などを総合的に勘案して検討を進めていく必要があるものと考えてございます。

○副議長（榎津博士議員） 會田みらい企画創造部長。

○みらい企画創造部長（會田淳士君） 航空ネットワークの維持・拡大についてお答えを申し上げます。

航空路線は、全国の主要都市と直接結ばれ、また、乗り継ぎにより全国、そして世界の各地にもつながる大変重要な交通インフラでございます。その中で山形空港は、これまでの利用拡大に取り組んできた結果として、現在、国内四都市に八往復十六便が運航されておりまして、昨年度の利用者数は約三十四万九千人と、これはコロナ禍前の実績を上回っているという状況にございます。

一方で、各航空会社の国内線の事業環境でございますけれども、世界的な物価高、それから円安の影響による運航コストの増大などによりまして、全国的に非常に厳しい状況に置かれているものと認識しております。

そうした中でF D Aでございますが、運航経費増加等の影響や各路線の実績などを踏まえまして、今年十月二十六日からの下期ダイヤにおいて、山形—名古屋便を年末年始の繁忙期を除いて、現在の二往復から一往復に減便するということを発表されました。

山形—名古屋便は、本県と東海地域とを直接結び、ビジネス、それから観光振興を支える大変重要な路線でございますので、まずは来年の上期ダイヤで二往復以上への復便にしっかりと取り組んでいく必要があるというふうに考えております。そのためには、これまでの利用促進策の継続強化に加えまして、議員からお話ございました航空貨物の取扱いやインバウンドの取り込みなど、新たな需要の開拓を進めることができると考えております。

八月二十九日に地元の市町、それから経済団体と共に本県の折原副知事がF D Aを訪問し、先ほど申し上げた二便以上の復便を要望した際にも、F D Aからは貨物の取扱いやインバウンドの取り込みに協力してほしいとの御依頼がございました。

航空貨物のメリットとしては、荷主にとっては長距離を短時間で輸送できるということがございますし、また、航空会社におきましても、貨物室の空きスペースを有効に活用することで収入が今まで以上に得られるということなどがあります。山形空港の航空貨物の取扱いについては、機材の小型化等により、サクランボの時期を除いて平成二十二年から休止しているという状況にございますが、F D Aが航空貨物の取扱いを開始したいという御意向をお持ちだということを踏まえまして、航空会社などと連携した新たな貨物輸送の取組について検討を進めてまいりたいと考えております。

また、インバウンドに関しましては、国内人口が減少する中にあって今後も伸びが期待できる領域・分野であるというふうに捉えております。羽田乗り継ぎによる山形への誘客ですとか、冬季に北海道を訪れるスキーパークの山形—札幌線への誘導など、ターゲットを絞った取組について、観光部局をはじめ各部局とも連携しながら、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

県といたしましては、国内航空路線を取り巻く状況の変化に柔軟に対応し、山形空港の路線の維持・拡大に向け、貨物輸送やインバウンドなど新たな需要の開拓、創出にしっかりと取り組んでまいります。

○副議長（榎津博士議員） 酒井健康福祉部長。

○健康福祉部長（酒井雅彦君） 私から、共生社会の実現に向けた東紅苑の整備と利用拡大についてお答え申し上げます。

山形県身体障がい者保養所「東紅苑」は、身体に障がいのある方の福祉の向上と交流・親睦を深める憩いの場として、障がい者団体や地域の方からの要望を受け、昭和五十三年に全国初の県立施設として整備し、指定管理者制度が導入された平成十八年度からは、山形県身体障害者福祉協会が指定管理者となり運営されている温泉保養施設でございます。

この東紅苑は、障がいのある方やその御家族など多くの方から、宿泊利用のほか日帰りでの各種会合やレクリエーション、軽スポーツなどの交流イベントの開催などに御利用いただいており、利用者数は人口減少などの影響もあり年々減少傾向にありますが、昨年度の実績ではコロナ禍前の水準まで回復しております。

また、県立の施設としては全国でもあまり例のない施設であるため、宿泊者のうち二割程度を県外からの利用者が占めるなど、県内外を問わず大変御好評をいただいております。

一方で、開設から四十七年目を迎え、年々老朽化が進み、修繕を必要とする箇所も多くなっております。また、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点から、高齢者や障がいのある方にとって、より利用しやすい施設への改修要望もいただいているところです。

このため、県ではこれまでボイラーの更新や外壁改修工事などの計画的な修繕に加え、昨年度はガス配管の工事、

今年度は客室エアコンの更新など、営業継続に必要不可欠な修繕を優先的に実施するとともに、利用者から要望のあった和室の洋室化や段差の解消、障がい者対応トイレ及び電動ベッドの設置など利便性の向上にも努めてきたところです。

今後の東紅苑の整備に向けましては、本県で策定した県有建物長寿命化計画も踏まえ、まずは老朽化対策による長寿命化と利用者の利便性向上の両面から、修繕や改修が必要な箇所を洗い出し、それに基づく中長期的な整備計画の検討が必要であると考えております。具体的な検討に当たっては、利用者の御意見もお聞きし、次期指定管理者と十分調整しながら進めてまいります。

県としましては、東紅苑は障がいのある方やその御家族にとって健康増進と安らぎの場として大切な施設であり、今後もその重要性は変わらないことから、さらなる利便性の向上と利用促進に向けて、できるところから順次、改修・整備を実施してまいります。

○副議長（槻津博士議員）　高橋農林水産部長。

○農林水産部長（高橋和博君）　私には二つの御質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

最初に、やまがた紅王の課題と高温に強い新品種の開発の強化についてであります。やまがた紅王は、生産者登録制度を設け、大玉品種としてブランド化を進めており、これまで約三万五千本の苗木が導入され、令和七年の栽培面積は百六十ヘクタール程度で全体の約六%になっております。

本年のやまがた紅王の出荷量は、年々木が大きくなっていることや、佐藤錦と違って結実が良好であったこと、収穫期の高温に強く障害果の発生が少なかったことから、前年比二五五%の約七十九トン程度と推計され、今後も年々増加していくものと見込んでおります。

生産量が着実に伸びている一方で、市場や小売の関係者からは、「県外はもとより、県内でも知名度が十分でない」という声が寄せられ、知名度向上が課題となっております。

今年は、子供たちにそのおいしさを知ってもらうため、県内全ての小学校で「『やまがた紅王』給食」を実施したところであります。今後とも、県民の方に知ってもらえるよう、産直施設等での試食・販売フェアやJR駅での宣伝・周知活動などに取り組んでまいります。さらに、県外でも知名度を高めるため、首都圏でのプロモーションやSNSによる情報発信を行うなど、県内外で重層的なPRを開拓してまいります。

また、議員からもありましたように、これまでL級以下の大きさの果実は「山形C十二号」の名称で販売してきましたが、市場関係者などからは、「サクランボとしての商品価値が十分あるが、名前がよくないため売れない。もったいない」との声が多く聞かれております。ほかにも、出荷容器の一つである百グラムのダイヤパックは、果実を詰めるときに時間がかかり、出荷量の増加に対応できることや、パックの中で果実が押され傷つきやすい等の指摘も受けております。

これらの課題については、来年の出荷時期までに、生産者や関係団体、産地市場等の御意見をよくお聴きしながら見直しを検討してまいりたいと考えております。

また、新品種については、受粉樹がなくても結実する、うるみ果が発生しづらいなど、収量や品質が安定した品種を求める声が多く寄せられております。品種開発には、これまで約二十年を要しておりましたが、果実がなる前の苗の段階で、遺伝子レベルで収穫時期や着色のしやすさ、果肉の硬さなどを判定し、その上で選抜した苗を圃場に植えることなどで、育種期間の短縮に努めているところであります。

こうした取組によって複数の有望な品種候補が見いだされていることから、今後は生産現場での評価を前倒しするなど、できるだけ早く品種を送り出せるようスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

次に、気候変動に適応した無加温ハウス栽培の推奨と施設整備への支援についてお答えいたします。

サクランボの無加温ハウス栽培は、三月中下旬にハウス全体をビニールで被覆し、太陽光でハウスを暖め、生育に必要な温度を確保する栽培方式です。この方式のメリットとしては、議員からもありましたように、気象の変化に左右されず生産が安定すること、収穫時期が一、二週間早くなるため、雨よけハウス栽培の収穫と作業分散が図されること、また、ハウスの骨組みが少なく大きな暖房機が不要であることから、加温ハウスに比べ導入費用が軽減されることなどが挙げられます。こうした特性から、無加温ハウス栽培は、極端な気象変動が多い中、経営リスクの分散を図り、安定生産できる有効な対策の一つと捉えております。

県では、これまで、さくらんぼ温暖化対応技術導入推進事業等で無加温ハウスの導入を支援しておりますが、現在の面積は約十六ヘクタールで、サクランボ全体の一%未満にとどまっております。

この無加温ハウスが普及していない要因としては、温度や湿度など細やかな栽培管理が必要なため、技術を習得するまで時間を要するという課題もありますが、新規に施設を導入する場合、十アール当たり一千五百万円を超える多額の投資を要することが大きな課題となっております。

ハウス資材等が高騰し、投資額も年々大きくなっている無加温ハウスの導入に当たっては、サクランボ生産者が設

備投資が可能な経営を実現することが重要となります。県としましては、まずは喫緊の課題である結実確保や気候変動対策、品種転換の促進にしっかりと取り組み、生産の安定と所得の確保を実現し、施設整備に投資できる環境をつくっていく必要があると考えております。

また、導入に係る初期投資の軽減を図るため、既存の雨よけハウスから無加温ハウスへの改修についても引き続き支援していくとともに、栽培技術の面では、各農業技術普及課による研修会や現地指導などを通して、無加温ハウス栽培のメリットの周知や栽培管理の技術指導に努めてまいります。

無加温ハウスの導入は、経営基盤のしっかりしている大規模経営体や、園地を集約した果樹団地などでの導入が期待されますので、今後はJAや市町村などの関係者と意見交換を行いながら、より実効性のある支援策を検討してまいりたいと考えております。

○副議長（様津博士議員） 永尾県土整備部長。

○県土整備部長（永尾慎一郎君） 「やまぼっかの家」新築支援制度及び住宅リフォーム支援制度の拡充についてお答え申し上げます。

本県では、住宅の省エネ化による「ゼロカーボンやまがた二〇五〇」の実現や、寒さによる健康被害の低減、県内住宅事業者の受注機会の拡大などを目指して、本県の気候に適した省エネ健康住宅、通称「やまぼっかの家」の認証制度を平成三十年度に創設いたしました。

これを受け、新築住宅支援については、令和五年度から、「やまぼっかの家」の認証、県産木材の利用、県内事業者施工の三つを要件とした支援としております。この補助事業につきましては、例年利用者の六割から七割が三十代以下の若者世帯となっており、新婚世帯や子育て世帯の住宅取得にも大きく寄与しております。

今年度も既に昨年度を上回る補助金の申請数となっているほか、県内四つの市町では「やまぼっかの家」の認証制度を利用した独自の支援が実施されるなど、県や市町村、関係する住宅事業者の取組が着実に実を結び、県民の皆様の「やまぼっかの家」に対する関心の高まりを表しております。

住宅事業者へ実施した聞き取りにおきましても、多くの県民が、光熱費の縮減効果が高く、環境にも体にも優しい、高気密・高断熱の住宅を望んでいるといった声が多く聞かれました。

一方、近年の住宅価格の高騰により、若い世帯を中心に断熱性能の高い住宅は予算に合わず、購入をちゅうちょする例が増えてきたという意見もございました。

このため、比較的安価な中古住宅の需要が増加傾向にありますが、その多くは断熱性能が低く、断熱化リフォームを行おうとすると費用が高額となる場合があることから、改修に対する支援の拡充を望む声も多くなっております。

県といたしましては、こうした現状を踏まえ、「やまぼっかの家」のさらなる普及拡大に取り組むとともに、新築住宅及び既存住宅における断熱性能向上に向けた課題を精査し、より効果的な支援の在り方について検討してまいります。

これらの取組を通じて、県民の皆様が自身のライフスタイルや予算に合わせて質の高い住宅を選択できる環境を整備し、長く安心して快適に住み続けられる住宅ストックの形成を目指してまいります。

○副議長（様津博士議員） この場合、休憩いたします。

午後一時再開いたします。

午後 零時 十七分 休憩

午後 一時 零 分 再開

○議長（田澤伸一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑及び質問を続行いたします。

一番石川涉議員。

○一番（石川 涉議員） 日本共産党山形県議団の石川涉です。共産党県議団を代表し、質問を行います。

早速質問に入ります。

卒原発について質問します。

共産党県議団は、吉村知事が東日本大震災、福島原発事故があった二〇一一年から、卒原発の立場を継続して表明していることを評価しています。

私は、原発事故が発生した当時から避難者支援に携わり、山形県に避難してきた方々から、原発事故の恐ろしさ、自宅に帰れない悔しさなどをお伺いしてきました。

妻の実家がある福島県須賀川市では、原発事故によって被害を受けたキャベツの農家さんが自殺しました。当時の新聞報道によれば、「男性は三十年以上前から有機栽培にこだわり、自作の腐葉土などで土壤改良を重ねてきた。キャベツは十年近くかけて、この地域では育てられなかった高品質の種類の生産にも成功。地元の小学校の給食に使う

キャベツも一手に引き受けていた。『子どもたちが食べるものなのだから、気をつけて作らないと』。そう言って、安全な野菜づくりを誇りにしていた」と書かれています。当時六十四歳、農家としては中堅です。まだまだやりたいことがあったのではないかと思う。原発事故で夢や希望、将来を断たれ死を選んでしまったのだと思います。

原発事故は地震や津波による直接の被害に遭わなくても、その地域に住んでいるというだけで将来を狂わせる、場合によっては死に至る大きな傷を負う事故です。絶対に起こしてはなりません。

それでは、日本の原発は、絶対に確実に事故が起きないと言えるほど科学技術が進んだのでしょうか。ほとんど進展はありません。いまだに核廃棄物の処理ができず、汚染水の処理や事故を起こした原発の廃炉もめどが立たず、暫定的な処置が繰り返されるばかりです。

事故から十四年がたちました。政府が「原発への依存度を可能な限り低減する」としていたエネルギー基本計画を手のひらを返したように「最大限活用する」としたことに、「事故をもう忘れたのか」と被災者から声が上がるのを当然のことだと思います。

現在の日本では、原発をなくす、減らしていく、この方向に進んでいくのは、国民・県民の命と暮らしに責任を持つためには当然の方向です。吉村知事の卒原発は、多くの避難者を受け入れた山形県として当然の考え方であり、多くの県民から支持されていると思います。

令和七年二月定例会の自民党会派の代表質問で、吉村知事は、卒原発政策からの転換を求められましたが、答弁では、安全性の問題、多数の避難者がいる現状、万が一の事態の安全確保の課題、廃棄物の問題、さらには、ウラン燃料が輸入に頼っていることやコストの問題など、原発には多くの課題があることを挙げた上で、「将来的には原発への依存度を徐々に少なくしていく、行く行くは原子力に頼らない卒原発社会の実現は、私をはじめ多くの県民・国民が望むものであり、引き続き目指すべきものであると考えているところであります」と、卒原発を目指す考え方を力強く表明されました。

今後も吉村知事に卒原発を貫いていただきたいし、私も原発をなくすために力を尽くしたいと思います。

原発をどうするかは国策であり、山形県単独では原発を減らすことはできません。県でも世論の喚起などできることがあります、原発を減らすかどうかは国の政策です。

毎年、山形県開発推進協議会が「政府の施策等に対する提案」を行っています。令和七年度の提案までは、政府へ提案する項目に、「原子力発電については、その依存度合いを徐々に少なくしながら、ゆくゆくは原子力に頼らない『卒原発社会』の実現を目指すこと」と、卒原発の文言が毎年掲げられていました。

ところが、令和八年度では提案項目からなくなりました。協議会は、県のほかに議会、市町村、経済界などで構成されており、その協議の中での決定だと思いますが、提案項目から卒原発がなくなったことに、後退ではないかを感じている県民もあります。

私は、国に対して継続的に卒原発を働きかけるために、来年度の「政府の施策等に対する提案」の提案項目に卒原発を復活させることが必要と考えます。

改めて、吉村知事に卒原発にどのように取り組んでいくのかお伺いします。

全国一斉学力テストについて質問します。

今、子供たちが学校に行けなくなる不登校が増加しています。文部科学省の調査によれば、二〇二三年度に不登校の子供は、小中学校で過去最多の三十四万人、前年度から約一六%の増加です。

山形県でも小学校で七百八十五人、中学校で一千五百五十四人となり、前年度より小学校百人、中学校百六十六人増えています。児童生徒の約三十人に一人が不登校で、平均すれば、どのクラスにも一から二人いる状況です。今のままでは今後も増加するのではないかと思う。この数字は単なる統計ではなく、子供たちの心からの叫びであり、現在の日本の教育システムが抱える構造的な問題を私たちに突きつけています。

文部科学省が不登校経験者に行ったアンケート調査では、学校に行きづらくなった原因を「友達のこと（いやがらせやいじめがあった）」「先生のこと（合わなかった、怖かった）」などと答える子供の割合が非常に多いという結果が出ています。これらの声は、個人的な問題として片づけてよいものではありません。

私は、その根源にあるのが、行き過ぎた競争教育とそれを助長する全国一斉学力テストと考えています。日本の教育について、国連の子どもの権利委員会も「高度に競争主義的な環境」と厳しく指摘し、その是正を勧告しています。

教育基本法の第一条「教育の目的」は、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と、教育の目的是「人格の完成」と記されています。ところが現実は、子供の成長を点数や偏差値といった学力の数値ではかることが当たり前にになっています。高い点数を取れば、人格も立派に育っているかのように思いがちではないでしょうか。

この点数競争が子供たちの心に大きな影を落とし、教育現場に深刻な問題を引き起こしています。学力テストの結果が公表されることで、子供たちは点数で比較され、序列化されます。この縦、序列化の人間関係は、本来遊びや対

話の中で育まれるべき横のつながりを弱体化させます。自分の価値を点数で測ることで、自己肯定感を失い、できない子は劣等感を抱え、できる子は常にプレッシャーにさらされます。その結果、本来、多様な個性に出会い、親友と呼べる仲間と出会うべき学校が、いじめや不登校の原因となっているのではないかでしょうか。

また、テストが最優先される教育では、学ぶ力、学ぶ喜びを知ることよりも、学んだ結果が重視され、子供たちは過去問やドリルを繰り返し、知識の詰め込みに時間を費やします。これは探究心や創造性を育む機会を奪い、学習意欲の低下を招きます。

学習の意欲を育てる、学ぶ喜びを知る授業とするためには、教師たちの創意工夫が必要であり、授業の準備時間が欠かせません。しかし、現実は学力向上の名の下に、テスト対策に追われる教師の負担は増大し、子供たち一人一人とじっくり向き合い、対話する時間、授業の準備時間が失われています。

文部科学省の二〇二三年度の調査によると、精神疾患で休職した公立学校の教員は過去最多の七千百十九人に上りました。この数字は、教師たちが置かれた苛酷な状況を物語っています。子供たちの目から見て先生が怖いと感じてしまうのは、先生が個人的に怖いのではなく、苛酷な労働環境によって心にゆとりを失ってしまっているからではないでしょうか。

忙し過ぎる学校を生み出している学習指導要領の見直しも求められています。ゆとり見直しといって、学習の極端な詰め込みが進められましたが、国の関係者からも「カリキュラムオーバーロード、過積載だ」と指摘される状況になっています。

二〇二〇年度から始まった学習指導要領では、小学校四年生以上で週四日六時間授業の学校が多くなっています。休み時間が削られ、給食もゆっくり食べられません。山形市内では給食から午後の授業までの時間が短く、歯磨きをやめてしまった学校があります。遠足など楽しい行事も削られています。

学校は、子供にとって勉強とともに遊びと生活の場です。忙し過ぎる学校は改めなければなりません。二〇三〇年実施予定の次期学習指導要領に向けて、学習内容を精選し、授業時数を減らし、現場の創意工夫を大幅に認めることを国に要望してもらいたいと思います。

教育の目的である「人格の完成」の実現には、競争教育から脱却し、一人一人の個性と多様性を尊重する教育へと転換する必要があります。子供と触れ合える時間を増やすため、先生の定数増や少人数学級の推進、指導要領の厳選などの教育環境を整えることこそが政治によって必要であり、それが不登校の子供の減少につながると考えます。

行き過ぎた競争教育は、子供たち、先生、学校に大きな負担となっているとの懸念の声も出始めています。学力テストの点数が高いことで知られる福井県では、二〇一七年に中学二年生の男子生徒が校舎三階から飛び降り自殺するという痛ましい事件が起こりました。福井県議会は「学力を求めるあまりの業務多忙もしくは教育目的を取り違え、教員が子どもたちに適切に対応する精神的なゆとりを失っている状況を懸念する。『学力日本一』を維持することが教育現場に無言のプレッシャーを与え、教員、生徒双方のストレスの要因となっている。本来の公教育の在り方が見失われてきたのか検証する必要がある。命を守ることを最優先とし、『真の教育のあり方』の再考を求める」という内容の意見書を全会一致で採択しています。

昨年、二〇二四年九月に全国知事がテストの公表方法を問うアンケートを行いました。回答では、現行の「都道府県・指定都市別の公表」と答えた県が二十五県と一番多くなりましたが、「全国の状況のみ公表」と回答した県は十四県ありました。「その他」と回答した五県は、「都道府県の序列化や児童生徒を学力面のみではかる風潮を助長しており、検討がなされるべき」などと回答しており、合わせると約四割の県が現行の公表方法に問題がある、あるいは検討が必要との結果となっています。

主な意見として、「都市部と地方の教育資源の格差や家庭環境といったスタートラインを無視した単純比較がなされることで誤った認識を招きかねないため、原則非公表とすべき」「都道府県の調査結果の公表は反響が大きく、全国との平均正答率との差や順位のみが独り歩きしており、教育現場の混乱を助長しかねない」などの懸念が出されています。

一方で、山形県は「都道府県等別のほか市町村別も公表」と回答したと聞いています。この回答は全国で本県だけです。

今、市町村では学校の統廃合で市町村に一つしか小学校、中学校がないところもあります。市町村まで公表すれば学校が特定されます。学校間や児童生徒間の競争が激化し、教育環境や地域の評判など地域環境を悪化させ、人口流出につながるのではないでしょうか。

また、県では、総合発展計画の目標指標として「全国学力・学習状況調査で正答率が全国平均以上の科目数」を掲げ、他県との比較で平均以上か以下だったかで一喜一憂する状況となっています。学力テストで測定できるのは学力の一側面であり、教育が目指す「人格の完成」という壮大な目標のほんの一部分にすぎません。それを県の目標指標として一番目立つところに掲げるのは、競争主義的な環境を助長することになり、問題ではないでしょうか。

私は、子供たちが健やかに成長する豊かな教育環境の実現を目指し、全数調査の全国一斉学力テストをやめること、また、本県においては、教育関係では相対的な比較を数値目標としないことが必要と考えます。

吉村知事に全国一斉学力テストについての考え方、特に公表と目標値とすることについてどのようにお考えか、お伺いします。

賃上げ支援について質問します。

山形地方最低賃金審議会が今月十九日に次期の最低賃金を一千三十二円と決めました。現在が九百五十五円ですので、七十七円の増加となり、過去最大の引上げ幅となります。

この間、物価が急激に上がる中で、物価高騰に負けない賃上げが求められていました。また、物価が上がる前から、全労連などの労働団体が調査した最低生計費試算調査では、どの県でも時給換算で一千五百円以上なければ最低限の生活が維持できないとされていました。現在は物価の上昇分を含めて一千七百円以上と言われています。こうした状況の中で、今回初の一円を超える最低賃金となり、県民が安心して豊かに暮らすことができる社会を実現する一歩となったと思います。

他県との賃金格差が人口流出の一因と言われています。最低賃金の答申を比較すると、宮城県との差は現在十八円ありますが、六円に縮まります。また、東京都との差も二百八円から百九十四円に縮小します。依然として二百円近い大きな差ですが、この差が縮小に向かって進み始めました。早期の全国一律最低賃金が求められます。

政府は、二〇二〇年代に最低賃金の全国加重平均を一千五百円まで引き上げるとしています。今回一千三十二円となりましたが、仮に本県の最低賃金を二〇二九年までに一千五百円に引き上げるとした場合、残り四百六十八円を四年で上げるとなれば、平均百十七円上げることになり、今後はさらに上昇幅が拡大することが予想されます。

答申に対して、経営者団体の受け止めは、「県内の中小零細企業にとって大変厳しい決定となった。経営体力以上の大幅な賃金引上げが続き、雇用面や事業継続に悪影響が出ている」「八%以上の上昇率は、地方の中小企業にとって負担が大きい」などとなっています。

直近十年間の県内の倒産件数の推移を見ると、二〇二三年までは年間四十から五十件でしたが、二四年は七十九件、二五年の今年も七月まで六十一件と昨年を上回るペースで増加しています。

今回の最低賃金の決定を受けて、経済団体は国や県による支援を求めていますし、働いている労働者も「引上げはうれしい」としつつも、勤め先の経営が悪化することで、従業員数や就業時間を減らされるのではないかと心配し、労働組合も支援が必要と訴えています。

私は、六月定例会の予算特別委員会での質問で、岩手県で実施している中小企業への賃上げ支援事業を紹介し、山形県でも行う必要があると訴えました。答弁で産業労働部長は、「物価上昇を上回る構造的な賃上げにつながる原資を企業自らが継続的に確保できるよう、県内企業の稼ぐ力の向上や社会全体で適切な価格転嫁を促進する機運醸成と環境整備を図る」と答え、生産性・収益性の向上や価格転嫁対策については事業を進めるとしましたが、賃金そのもののへの支援策は、昨年来実績が激減している一般女性の賃上げ・正社員化事業の紹介のみで、男性や女子学生も含めた賃上げ支援については答弁がありませんでした。

担当部局から話を聞きますと、他県で実施している賃上げそのものに対する給付は一時的な支援となり、企業が生産性や収益性を向上させないと継続的な賃上げにはつながらないということで、一般的にはもっともな見解だと思いますが、それでは既に人件費上昇が負担となり、経営体力を超えている、経営が立ち行かないと言っている事業者をどうするのか、大幅な人件費上昇が起こっている局面で県の方針が適切なのか、疑問を持たざるを得ません。

国・県で思い切った賃上げ支援を行う、このことが労働者の賃金水準を上昇させ、そのお金が地域に回り、地域の活性化にもつながるのではないでしょうか。

石破首相は中央最低賃金審議会の目安額を超える引上げを行った都道府県を補助金の面で優遇する考えを示していました。こうした補助を確実に実行させるように、政府に強く要望するのは当然のことです。

商工会議所が行った中小企業における最低賃金の影響に関する調査によれば、最低賃金の政府目標について、地方・小規模企業の四社に一社が「対応不可能」とし、二〇二五年度より七・三%引上げとなれば、地方・小規模企業の二割が「休廃業等を検討」と回答しています。また、「最低賃金の引上げへの対応のために、政府等に求める支援」として、「税・社会保険料負担等の軽減」を求める意見が七七・五%と最も高くなっています。

最低賃金の影響は、産業だけにとどまりません。医療介護の事業者は、主な収入が診療報酬により公定価格で算出されるため、価格転嫁ができません。最低賃金が上がれば、正職員採用分を非正規雇用に替えての採用になるとの意見も出ています。

また、福祉の現場では、最低賃金引上げの対応は既に決められている介護報酬、障害福祉サービス等報酬や保育の公定価格での対応をしなければなりません。県や県の出先機関の臨時職員、維持管理を行う清掃作業などを行う委託先でも同様です。

こういったところは、報酬改定や公定価格の改定もしくは公的支援と一体でなければ、全体的な賃上げは進まないのではないか。事業者は、公的支援がないまま賃上げを求められれば、採用控え、賃金上昇の抑制で、そこに働く労働者を追い詰めかねません。

国に対して事業者の社会保険料負担の軽減など、これまでの物価高騰を上回る地方に手厚い公的支援を求めていく必要があります。

同時に、事業者の経営が最低賃金の引上げだけではなく、電気代をはじめとした光熱水費、ガソリン代の高騰などで厳しくなっている中で、確実に賃上げが進むようにするためにも、県独自に賃上げ支援事業を行う必要があるのでないでしょうか。

山形県は最低賃金がCランクであり、全国一律の最低賃金を求める県にとって、東京都との格差を埋めていくには、事業者への支援は不可欠と考えます。県として賃上げをどう進めようとしているのか、賃上げそのものに対する支援を行わないのか、吉村知事にお伺いします。

物価高騰対策について質問します。

物価の高騰が続いている。山形市の七月の消費者物価指数は、二〇二〇年、令和二年を一〇〇として、総合では一一二・七、前年同月比で二・九%の上昇となっています。費目別に見ると、食料が一二五・五で前年同月比八・四%増と大幅に伸び、家具・家事用品は一一一・〇、光熱・水道は一九・五と高い水準となっています。

山形市の二人以上の世帯のうち勤労者世帯における、消費支出に占める食料費の割合であるエンゲル係数は、令和二年は二四・三%でしたが、令和六年には二八・三%へと、全国の二七・一%を上回って上昇しました。

県民からは、生活がますます大変になっているとの声を聞いています。年金生活者からは、「これまでアルバイトもして何とか生活を維持してきたが、支出が収入を上回る状況が続き、家賃の安いアパートに引っ越しをしなければならなくなつた」との話を聞きました。別の方は、「貯金を崩して生活してきたが底をつき、税金や保険料が払えなくなつた」と言います。ほかにも、「エアコンが壊れたがお金がないので直せなかつた」「肉や果物はぜいたく品と思うようになった。食べたいけど買えない」などの話も聞いています。

以前と同じ生活水準を維持できない世帯が増えているように感じます。その中でも特に収入の少ない世帯の暮らしはますます厳しくなっているのではないか。

定例会開会日に一般会計補正予算が提案されました。それを見ますと、項目に物価高騰対策がありません。過去の九月議会の議案を見ますと、数年間にわたって連続して物価高騰対策あるいはコロナ対策として、県民生活を支える補正予算が出されています。

今年は、これまで二月、六月の補正予算で物価高騰対策が行われてきました。その中には例年九月に行っていたものも入っています。しかし、昨年度と比較してみると、「低所得世帯への冬季の灯油購入費等の臨時的な支援」いわゆる福祉灯油の加算分と、「私立学校の物価高騰への支援」は今年度行われていません。

福祉灯油の加算分は、過去三年間連続して行われ、大変喜ばれてきた施策です。山形県の冬は暖房がなければ暮らしاآことができず、対象となる住民税非課税世帯の、文字どおり命と暮らしを支えてきた大事な施策です。灯油代は三年前から十八リットル当たり二千円前後で推移し、今年もほとんど変わらず高止まりしています。ほかの物価は先ほど述べたとおりです。県民からも県内自治体からも例年どおりの実施が期待されていると思います。

参議院選挙後の国政の停滞によって、国からの交付金がどうなるのかの見通しが立たないなど、財政面での課題があることは承知していますが、こういうときだからこそ、県が県民の生活を守るために様々な知恵を出して頑張ることが必要です。

また、私立学校も、「今年は暑い日が続き、クーラーの稼働日数が増え、電気代など光熱水費が増えている」との状況と聞いています。

吉村知事は、共産党県議団の質問に繰り返し、命と暮らしを守ることを最優先に県政運営を行うと答えてきました。また、心の通う温かい県政を行うとも述べています。

今後、物価高騰対策にどのように取り組んでいくのか、総務部長にお伺いします。

令和八年度予算編成方針について質問します。

令和七年度の予算編成方針は、これまで長年続けてきた実質的な県債残高の減少、調整基金の取崩し抑制方針に加え、今後想定される大規模事業の実施を含む未来志向の県づくりの推進に資する施策を展開するためと大規模事業を位置づけ、そのための財源確保として、既存事業のスクラップ・アンド・ビルトを徹底するというものとなっています。

方針では、大規模事業と並列に人口減少・人手不足、物価高騰、自然災害の頻発・激甚化を掲げているため、大規模事業優先とまではならないものの、既存事業のスクラップ・アンド・ビルトの対象に県民生活を応援する予算が入り込んでくることが懸念されます。

政府の予算に目を向けてみると、令和七年度の地方財政計画において、歳入では税収を過去最高と見込み、地方交付税は二千九百四億円、一・六%の増、臨時財政対策債の発行ゼロなどの結果、一般財源は交付団体ベースで一兆五百三十五億円の増となっており、一般財源総額は確保されていると説明されています。

歳出では、給与関係経費、社会保障関係の自然増と、「こども・子育て支援加速化プラン」などによって一般行政経費が伸びています。

一方、今年度の県予算では、実質的な県債残高の減少、調整基金の増加が見込まれるとされ、これらを考慮すると、県財政状況は、樂観視はできないが、一頃と比べ好転の兆しがあるように見えます。

昨年度策定された県の令和七年度予算編成方針では、「部局全体の現計予算（一般財源ベース）を上回らない範囲で要求ができる」とする従来どおりの部局の要求にキャップをはめるやり方が採用されています。このやり方では、現在の物価高騰下において厳しさを増している県民生活に応える様々な県民要求を的確に反映することが難しいのではないかと思います。

当初予算の編成作業は、一年間を見通し、県民要求を的確に反映させていかなければなりません。年末の政府の予算編成動向や来年度の経済状況をその前に見通すことは困難が伴いますが、だからこそ県民要求を的確に反映させるための準備を行うことが重要であり、部局段階で一律に「現計を上回らない範囲で要求」とするのは、新たな県民要求を部局の段階で切り捨てるやり方になると考えられます。改めるべきではないでしょうか。

また、方針は、経常経費に電気・水道料金や燃料費などをはじめとした物価の変動などを反映させる一方、政策経費としては、「人口減少対策」「産業の稼ぐ力の向上」「安全安心の確保」の三つを掲げていますが、県民の最大の関心事である物価高騰対策に正面から応えるものになっていないのではないかと思います。

吉村県政の最重点課題である、命と暮らしを守る県政を行うために、令和八年度予算編成方針においては、物価高騰から県民の命と暮らしを守る観点を重視すること、また、医療、介護、福祉、子育てなど、県民の暮らしに直結する分野では、各事業に対し、物価や人件費の上昇分を十分に考慮することが必要ではないかと考えますが、総務部長の見解をお伺いします。

米の増産方針に対する県の考え方について質問します。

昨年来、米の価格の高騰が続いています。農林水産省が先週発表した全国のスーパーの米の平均価格は、五キロ当たり税込みで四千二百七十五円でした。近所のスーパーでは、二十二日の時点で、つや姫が四千八百三十八円、雪若丸が四千五百十四円、はえぬきが四千六百二十二円で売られていました。

一昨年は五キロ二千円前後で売られていきましたので、二倍近くの価格になっています。他の食品や日用品も価格が上がっていますが、主食である米の値段が二倍にも跳ね上がる、これは明らかな失政であり、政治の責任です。

農林水産省の渡邊毅（わたなべつよし）事務次官は「米は足りていると申し上げてきたが誤っていた」と発言し、小泉進次郎農林水産大臣も「令和の米騒動とも言われる状況をつくってしまった一端は、間違いなく我々農水省にある」と政府の判断が価格高騰と品薄状況を招いたことを認めました。今度こそ、国民、県民が安心して米を作り、食べられる環境をつくるために、政治が責任を果たさなければなりません。

政府は、米の増産にかじを切ろうとしています。しかし、稲作は長年にわたってほとんどもうけが上がらない状況が続き、農家のやる気を奪ってきました。担い手不足や後継者問題など課題が山積しています。簡単に事が進むとは思えません。現時点では政府から出ている具体策は経営の大規模化を目指す施策など、破綻した農政そのままで。

今月一日、農業者の団体である山形県農民連が県に対して要望書を提出し、担当部局と懇談を行いました。稲作から野菜、果樹まで農業全般にわたって様々な要望が出されました。今年の懇談の中で一番に要望されたのが稲作についてでした。懇談では、農家の方から「稻からほかの作物にしたときには補助金があり転作が進んだ。稻に戻す場合も補助が必要ではないか。水利施設の改修、水路や田んぼの漏水対策、土壤の改良などをやらなければ進まないところもある。生産調整への協力が条件となっている施策もある。農家への支援、施策の整理が必要ではないか」との声が出されました。

私も米を増産するためには、農家への十分な支援が必要と考えます。政策の具体化に当たっては、現場の声を丁寧に聞き、具体化を進めていただくように要望します。

また、「今年の概算金の支払いが三万円前後になり生産者にとってはありがたいが、消費者にとっては価格が倍になり大変な状況になっている。政府は増産にかじを切った。しかし、作れ作れと言って増産したら今度は暴落するのではないか。米価水準を守ることができるのか」と今後の不安を語り、「ここがはっきりしないと後継者やこれから農業をしようという人に説明ができない。農家へは農業で暮らしていくける価格、消費者へは主食として適切な価格になるように、国・県が役割を果たしてほしい」とのことでした。

そのために、農家が安心して増産できる価格や所得を保障する政策、豊作などで民間在庫がだぶつき、大幅な価格下落が予想される場合は、国が備蓄米の買い増しを行い、逆に米不足・流通の混乱が懸念される場合は備蓄米を放出

する政策など、政府が米の需給や価格、流通の安定に責任を持つことが必要ではないかと思いますが、米価を生産者側でも消費者側でも納得できる価格にするためにどのようなことが必要と考えるのか、農林水産部長にお伺いします。

以上で壇上での質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（田澤伸一議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

吉村知事。

○知事（吉村美栄子君） ただいま、石川議員から私に三問、御質問頂戴しましたので、順次お答え申し上げます。

まず一点目は、卒原発に対する考え方についてであります。

我が国のエネルギー政策は、安全性を大前提として、安定供給、経済効率性、環境適合を同時に実現していくことが原則とされております。

この原則に当てはめて原子力発電を考えたとき、安全性の面では福島第一原発の悲惨な事故を決して忘れてはならないと考えます。本県におきましても、放射性物質の放出による健康不安をはじめ、農林水産物の出荷制限や風評による観光客の減少など、県民生活や経済活動に深刻な影響がありました。そして事故から十四年が経過してなお、県内にはいまだに一千人を超える方が避難生活を余儀なくされております。

また、世界有数の地震国である我が国におきましては、万が一の事態に備え、避難など周辺住民の安全確保などの課題があるほか、国内における放射性廃棄物の処理方法がいまだ確立しておらず、最終処分場も決まっておりません。

さらに、安定供給の面では、燃料のウランを一〇〇%輸入に頼っていること、経済効率性の面では、最新の政府の試算によりますと、原子力の発電コストは再生可能エネルギーと比べても決して安くはないとされているなど、依然として多くの課題があるのが現状であります。

また、原発に対する世論の動向を見ましても、第七次エネルギー基本計画の策定に当たり政府が実施したパブリックコメントへ、原発の安全性に対する様々な懸念の声が寄せられるなど、依然として原発に対する国民の不安は根強いものがあります。

一方、再生可能エネルギーにつきましては、第七次エネルギー基本計画において、国全体の電源構成比を二〇四〇年度には五割程度まで引き上げるべく、国民負担を抑制しながら主力電源化を徹底していくことが掲げられるなど、導入拡大が進められているところであります。

県におきましても、脱炭素社会の実現に向けてさらなる再生可能エネルギーの導入拡大を図るべく、昨年九月に見直した山形県エネルギー戦略等に基づき、各種施策を展開しております。

こうしたことを踏まえれば、卒原発に対する私の思いは何ら変わっておりませんで、令和八年度の「政府の施策等に対する提案」におきましても、解決すべき課題として記載をしているとおり、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーなどへの転換を着実に進め、将来的には原発への依存度を徐々に少なくしていく、行く行くは原子力に頼らない卒原発社会の実現を目指していく必要があると考えております。

二点目は、全国学力テストの意義に対する私の認識についての御質問であります。

県民一人一人が真の豊かさと幸せを実感して、将来への明るい展望を描ける活力に満ちた山形県を実現するためには、第四次山形県総合発展計画後期実施計画の「政策の柱一」に掲げているとおり、「次代を担い地域を支える人材の育成」が大変重要であると考えております。そのような人材には、知徳体のバランスが取れた総合的な人間力が求められると考えております。その要素の一つとして、これから社会で活躍するために必要な基礎学力や、思考力・判断力・表現力、主体的に学ぶ意欲も含めた確かな学力を育成することは極めて重要であると考えております。

学校教育において確かな学力を育成するためには、子供たちの学力や学習の状況をしっかりと把握し、分析した上で、指導を改善していくことが必要となります。文部科学省が毎年、悉皆で実施している全国学力・学習状況調査は、そのために一定の役割を果たしているものと考えております。

この調査の中で、教科の学力に関する問題につきましては、単に知識量を測るだけではなく、身近な生活などの場面について提示された課題を、思考力や応用力を働かせながら解決する力を問う問題となっております。あわせまして、質問形式で児童生徒の学習意欲や学習環境、教員の指導方法など、学校教育全般にわたる状況も調査しております。そこから得られた結果を多面的に分析することによって、各自治体における学力向上の施策が十分に機能しているかを評価し、改善を図ることを意図したものとなっております。

私は、山形県全体の教育の質を高めたいという思いから、学力調査の結果を総合発展計画の目標値の一つとしております。また、学力のみならず、本県の子供たちの全人的な発達や成長を目指して、自己肯定感の高さや、運動・スポーツへの関心度、将来の夢や希望をどれだけ持っているかなどの数値も指標としております。

調査結果の公表につきましては、基本的には各自治体が、公教育の実施主体として、教育施策に取り組んだ結果を公表し、説明責任を果たしていく義務があると考えておりますが、最終的に、公表の判断については各自治体の考

を尊重してなされるものと認識をしております。また、公表したことにより、単に点数を上げるための指導に終始するなど、過度な競争を招くことがないよう、適切な教育がなされるべきであると考えております。

本県としましては、教育委員会とともに、確かな学力の育成も含め、学校教育の一層の充実を図り、県民のウエルビーイングの向上を目指してまいりたいと考えております。

三点目は、中小企業への賃上げ支援についての御質問です。

地域経済の好循環に向けて、また、本県が若者や女性から働く場として選ばれるためには、物価上昇を上回る賃金の引上げに社会全体で取り組む必要があります。こうした中、このたびの山形地方最低賃金審議会の答申は、中央最低賃金審議会が示した目安額を参考にしながら十分に審議された結果、過去最大となる七十七円引上げの一千三十二円となったものであると認識をしております。

最低賃金の大幅な引上げは、労働者の皆様にとりましては歓迎すべきものであります、一方で、中小企業・小規模事業者に与える影響は非常に大きく、効力発生日が今年十二月二十三日と、例年になく遅い時期となったことも企業側の準備期間を考慮したものであると受け止めております。

本県の大半を占める中小企業や小規模事業者が自発的に賃金を引き上げ、それを継続していくためには、賃金上昇を支える原資を企業自らが確保し、将来にわたって事業を継続していくことが重要であると考えております。

県としましては、今後も企業が自ら稼ぐ力を強化して持続的に発展できるよう、生産性向上や価格転嫁対策、販路開拓、新事業展開などの支援を着実に実施してまいります。

また、このたびの答申により、最低賃金の地域間格差は最大で二百十二円から二百三円へと縮小したもの、依然として大きな格差があり、地方の人材確保を阻害する要因となっております。このため県では、中小企業や小規模事業者へのさらなる支援の充実や最低賃金のランク制度を廃止して、全国一律の適用を行うよう政府へ提案をしており、今後も機会を捉えて政府へ働きかけてまいります。

最低賃金の引上げは、製造業や小売・卸売業をはじめ、観光、建設、農業、医療、福祉など、本県のあらゆる分野に影響を及ぼすものであります。政府が「経済財政運営と改革の基本方針二〇二五」において、目安額を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しするとの考えを示していることは、大幅な最低賃金の引上げへの対応として、追い風になるものと受け止めております。

地方が持続的に発展するためには、県民の暮らしを守るとともに、企業が安定して成長できる環境整備を支援することが重要であると考えておりますので、こうした双方の視点をしっかりと見据え、政府の動向を注視し、交付金等の内容を確認しながら、これまでにない引上げに対応した支援策を既存の枠組みにとらわれず幅広く検討するとともに、山形労働局や関係機関と連携し、働く方々が安心して暮らし、企業が成長できる取組を推進してまいります。

○議長（田澤伸一議員） 小中総務部長。

○総務部長（小中章雄君） 私には二点いただきましたので、順次お答えいたします。

一点目に、物価高騰に対する補正予算の対応方針についてお答えいたします。

足元の物価動向を見ますと、本県の消費者物価指数・総合は、令和四年四月以降、前年同月比でおおむね三%以上の上昇が続き、県民生活や経済活動に大きな影響を及ぼしているものと認識しております。

エネルギー・食料品等の価格高騰から県民生活と事業活動を守るために、当面これらの物価高騰による影響について、県としてきめ細かく対応していく必要があるものと考えております。

このような考え方の下、県としましては、政府の令和六年度補正予算において措置されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和六年度十二月補正予算や令和七年度当初予算と一緒に編成した令和六年度二月補正予算において、物価高騰の影響を受ける生活者・事業者への支援に重点的に取り組む予算として四十億四千万円余りを計上し、令和七年度に繰り越した上で現在事業を実施しております。

具体的には、生活困窮者等に対して食料品などを提供するフードバンク活動への支援や、県立学校給食の食材購入費支援などのほか、厳しい経営環境にあります医療・福祉施設や地域交通、中小企業者、農林水産業者等への支援策を行っているところです。

加えまして、本年五月の政府によります物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した生活者・事業者のさらなる負担軽減策として、六月補正予算において十五億五千万円余りの予算を計上し、県内の高等教育機関で学ぶ学生に対する食の支援や、一般家庭等におけるLPGガス料金の負担軽減のほか、独り親世帯への米の購入支援などに取り組んでいるところです。

現在、こうした物価高騰対策に注力しているところでございますが、物価高騰はなおも継続しており、また、全国共通の課題でもあるため、それぞれの自治体で取り組むだけでなく、政府を挙げた対策が必要であります。

県としましては、必要な対策や財源の確保について、あらゆる機会を通じて政府に働きかけを行うとともに、物価高騰が与える県民生活への影響や県内経済を取り巻く状況を注視いたしまして、必要な施策にしっかりと取り組んで

いけるよう、予算措置も含め、今後の対応について検討してまいります。

二点目に、人件費や物価の急激な上昇を踏まえた来年度予算要求に際しての対応方針についてお答えいたします。

本県の財政状況につきましては、令和七年度当初予算は、県税や地方交付税が増額となるものの、社会保障関係経費や公債費が引き続き高い水準で推移するとともに、自然災害への対応や行政需要の多様化・複雑化等を背景に、多額の財源不足が生じ、あらゆる財源確保策を講じてもなお不足いたします百八十億円について、県の貯金であります調整基金の取崩しを余儀なくされたところです。

また、今後の財政運営を展望しますと、財源・人的資源が限られる中、人口減少の加速や人手不足の深刻化、物価高騰の長期化、自然災害の頻発・激甚化など、本県が直面する様々な課題に対応していかなければなりません。さらに当面は、人件費の上昇や物価高騰などの影響により資金不足が発生し、危機的な経営状況にあります病院事業会計に対して、多額の追加支援が必要となっていることに加え、老朽化が進む県立学校校舎や総合支庁舎など県有施設の維持修繕等への対応のほか、今後想定されます大規模事業の実施などによりまして、引き続き、年間百五十億円から二百億円程度の多額の財源不足が見込まれております。このため、今年二月に策定いたしました県財政の中期展望においては、持続可能な財政運営に向け、事務事業の見直し・改善の歳出削減目標額をこれまでの三十億円から五十億円に増額し、今後一層の事務事業の重点化に取り組むこととしております。

こうした中にあって、令和七年度の予算編成では、政策経費等は現計予算・一般財源ベースを上回らない範囲での要求といたしましたが、人件費、公債費、社会保障関係経費などのほか、その性質上、現計予算の範囲で要求することが適当でない事業については、所要額で要求できることとしております。

他方、本県の消費者物価指数は上昇を続け、最低賃金についても、このたびの山形地方最低賃金審議会において過去最大の引上げの答申がなされました。物価高騰や賃金上昇の動向は、県民の暮らしや企業活動、県内経済に大きな影響を及ぼすものと認識しております。

このような状況を踏まえ、令和八年度当初予算編成に当たっては、経常的な事業に係る経費について、物価の変動等を踏まえた適正な積算により要求することができるよう、また、社会保障関係経費など県民生活になくてはならない経費については、必要とされる額の要求が可能となるよう配慮したいと考えております。

その上で、歳出の見直し・削減は行いつつも、物価高騰の長期化、賃上げの動きの拡大等の動向を注視しながら、これらに対応した施策の展開がしっかりと図られるよう、予算編成を進めてまいりたいと考えております。

○議長（田澤伸一議員）　高橋農林水産部長。

○農林水産部長（高橋和博君）　私からは、米の増産方針に対する県の考え方についてお答えいたします。

政府は、先月五日に開催した関係閣僚会議において、このたびの米価高騰は、令和五年以降の高温障害による生産量の不足やインバウンド需要の増加等により、需給バランスが崩れ、集荷業者による仕入れ競争が起きたことが要因で生じたとの検証結果を示しております。現在、政府では、安価な備蓄米を放出し、米価を安定させていく方策を講じてますが、一般的な銘柄米は、新米の販売が始まても依然高止まりしている状況にあります。

高騰しております七年産米のJA概算金は、集荷量を確保するための集荷業者間の競争が価格上昇の要因となっており、米の生産状況や消費者の購入動向とは違うところで米価が決定されている状況にあります。県内の生産者やJAからは、現在の米価は生産者として再生産可能な価格ではあるものの、販売価格としては高過ぎるとの意見が多く、生産者と消費者双方が納得できる価格に落ち着かせることが生産サイドからも望まれております。

こうした中、消費者からは、価格が少々高くてもおいしい銘柄米が食べたいという声がある一方、手頃な価格の米が欲しいとの声も聞かれます。県としては、消費者ニーズが二極化している状況を踏まえ、県内はもとより全国の消費者から選ばれる米の産地づくりに取り組んでいく必要があると考えております。まずは、おいしさで米を選ぶ消費者ニーズに応えていくため、品質や食味を重視した生産技術の徹底を図り、つや姫、雪若丸をはじめとする県産米のブランド価値を高めてまいります。

一方で、手頃な価格を求めるニーズにも対応するため、直まきや農業用ローンなどを活用したスマート農業技術の普及・拡大、「ゆきまんてん」など収量が多い品種の導入等により、生産コストのさらなる削減を図り、価格を抑えて生産者の収益が確保できる米作りも推進してまいります。

また、国内の米価の安定は、県単独での対応が困難であり、政府がリーダーシップを発揮し、全国レベルでの対策を講じる必要があります。県としましては、全国知事会等を通して生産者が再生産可能で、消費者が購入しやすい価格に十分配慮した対策を要望してきたところであります。八月には石破総理が、「消費者・生産者が互いに納得できる価格に落ち着かせることが重要であり、生産者が米の増産に前向きに取り組める支援へと転換する」と発言されております。

県としましては、需要と供給が安定し、適正な価格が形成されるよう、引き続き政府に要望していくとともに、全国の消費者から選ばれる米産地となるよう、ブランド力や生産力の向上にしっかりと取り組んでまいります。

○議長（田澤伸一議員） この場合、休憩いたします。

午後二時十分再開いたします。

午後 二時 一分 休 憇

午後 二時 十分 再 開

○議長（田澤伸一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑及び質問を続行いたします。

二十七番五十嵐智洋議員。

○二十七番（五十嵐智洋議員） 今朝、大変うれしいニュースがございました。大谷翔平選手が第五十四号ホームランをかっ飛ばして、山本由伸投手が六回を零点に抑えて、ドジャースが地区優勝に輝きました。これからも大谷選手がホームランを打ちまくって、快刀乱麻で全米一位になることを期待しております。

政治家を志した三十一年前、元衆議院議員遠藤武彦氏、エンタケ先生を紹介すると後援者の方から勧められました。エンタケさんは頑固な方とお聞きしておりました。私は頑固者は苦手であり、できればお断りしたかったのですけれども、これも浮世の義理と考えて、一対一でお会いいたしました。イメージと全く違って、頭脳明晰、教養高く、情熱家であり、以後親しく御指導、御薰陶を賜りました。

エンタケさんから大切なことをたくさん教えていただきました。「政治家には、強い者、豊かな者が近づいてくる。それは、政治家を使って手っ取り早く安直に、より強く、より豊かになりたいと考えるからだ。しかし五十嵐さん、政治家とはそのような人たちのために働く職業ではない。世の中不条理なもので、一生懸命頑張って働いても、努力しても報われない人が大勢いる。それらの人々が正当な評価を受け、地域で活躍できる社会をつくるのが政治家の大切な役割だ。五十嵐さん、あなたは純粋な目で周りを見詰め、誰のまねもせず、誰にもこびり、声なき声に耳を澄ませ、けなげな弱き者を助けるんだ」と期待していただきました。

県議会に議席をいただいたて七年目、私はエンタケさんの当時おっしゃったことを痛感しております。県庁、県が深く関わる公社・団体に、一生懸命頑張って努力しても報われない人が大勢存在します。

県臨時公務員の十か月雇用問題を取り上げてきました。これについて、共産党議員から鋭い指摘ですねと評価をいただきました。世間広しといえども、共産党議員から褒められる自民党議員は私ぐらいしかいないと思います。

臨時公務員が通年働きず、十か月雇用とした山形県だけの制度は、昭和三十八年から令和二年まで続きました。一年のうち二か月も休まなければならぬ極めておかしな働き方が出来上がった昭和三十八年は、戦後生まれ、団塊の世代が就職適齢期を迎える時代でした。広く薄く若い女性を雇用するための調整弁として、当時の県職員が深く考えもせぬ編み出したものと推察します。

結婚すれば女性は仕事を辞めるのが当たり前、寿退社、結婚までの腰かけといった風潮。即刻改め通年雇用にすべきでしたが、山形県は十か月雇用を続けました。何と昭和三十八年から五十年以上も、低賃金、ほかの県では当たり前の福利厚生の権利すらない、不安定を象徴する雇用形態が県庁に存在し続けたのです。

法改正により、地方臨時職員にも育児・介護休暇を付与しなさいと、平成二十三年、国が山形県に通知。しかし、県は、十か月雇用で権利はなしと制度適用を見送り続けました。

臨時公務員の育児・介護休暇獲得に、当時の社民党、共産党が国会で中心となったことは以前も申し上げました。しかし、県議会共産党、社民党は、国から通知があった當時、動いた形跡は私は知っていません。ここで共産、社民、労働組合が通年雇用を強く主張していれば、育児休業が適用され、所得も上がり、離職も防げたのではないかでしょうか。

以前はたくさん働いていた若い女性は、次々と県庁から去り、県外流出に拍車がかかり、婚姻率の低下、出生数減の大きな要因になりました。現在、一千人を超える会計年度任用職員に二十歳代女性はほんの数えるほどしかいらっしゃいません。

直近の二十歳から三十九歳までの本県若年女性人口は七万九千人程度まで減少と推計されます。吉村知事が就任された平成二十一年十月の若年女性人口は十二万一千四百八十五人でしたから、十六年間で四万二千人以上減ったことになります。吉村県政十六年の総人口減少率は約一五%ですが、若年女性人口減少率は何と約三五%、十六年間で三分の一以上も若い女性が山形県から減少したのです。この原因は、非正規雇用が多いため、女性の賃金が低く、県外に流出することにあります。

三十年前、私の父を初代理事長として、関係者の多大な御協力をいただき、社会福祉法人を立ち上げ、長井市に老人福祉施設を開設いたしました。正職員募集に応募してこられた方は、公立病院の臨時看護師、福祉施設の臨時職員など、非正規雇用者多数でした。金融機関を寿退社せざるを得なかつた方もおりました。

面接をしますと、「今の職場ではいつまでも臨時で正職員の希望はありません。正社員として安定した生活、将来

への希望、人生設計が描けるパスポートを手にしたい」とみんなおっしゃる。優秀な方が多く、これまで何百人の女性を正職員採用してきました。ほとんどが二十年、三十年と御貢献いただいております。この方たちは、納税し、消費し、地域の絆を守っておられます。私たちの法人で正規採用しなければ、県外に出られた方も多かったのではないかと思います。

県が深く関わる公社・団体からも若い女性が離れています。周りがボーナスをもらうとき、僅かな餅代、氷代。三月末には来年度の雇用願を出さねばならず、継続の保証はありません。夢も希望もなく、チャンスを求めて仙台圏、東京圏に向かいます。この切ない気持ちを分かってあげて、解決するのが政治家の仕事と私は思っております。

吉村知事は、エンタケ先生が戒めた強い者、豊かな者に顔を向けた県政を行ってきたのではないでしょうか。十三日、知事の政治資金パーティーが行われました。券を購入した企業、団体、経営者には、知事とよしみを結んでおけば見返りが、と考える人もいるでしょう。これが世の常なのです。

知事は、副知事を県職員から登用し続けました。県庁で優秀と評価されても、重責がおいそれと務まるものではありません。総じて前例踏襲、忖度、追従の姿勢だった印象が私にはあります。

昭和三十八年からの十ヶ月雇用を令和の時代まで改めなかつた時代錯誤。平成四年、今から三十四年前、公務員に制度化された男性育児休業を、私が強く提言するまで、僅か数日の「取るだけ育休」だった無理解。職員の長時間労働。安上がり行政のツケは、立場の弱い者、若い職員に降りかかっていたのではないでしょうか。

最も取り組むべきだった女性の正社員化、あまり実績は上がっていません。山形県が消滅可能性自治体とならないよう、一生懸命努力する人に日が当たる県政運営を望みたいと思います。

七月に就任された折原英人副知事に、県政、行政に新風を吹き込んでいただくことを期待し、二点質問いたします。

米坂線が令和四年八月三日からの豪雨で被災し、今泉—坂町間が運休となって三年余り。この間、バスによる代行運転は行われているものの、復旧への道筋はいまだ不明であります。

八月二十八日定例記者会見において新潟県の花角知事は、米坂線について、「災害が起きれば自らが復旧する事業で、JRが外にいて第三的に支援するのは違うのでは」と述べられました。第六回米坂線復旧検討会議でのJR側の説明に対し、厳しくを刺したものと思われます。花角知事は以前、基本的にJRが鉄道として復旧すべきだと主張しており、バス転換はあり得ないと立場で、これが正論であると考えます。

今泉—坂町間の復旧費用は八十六億円と試算され、一般的整備法ではJR負担が二分の一、国四分の一、地方自治体四分の一となっています。これに当てはめると、JR四十三億円、山形、新潟両県、沿線自治体負担が二十一・五億円と計算されます。私は、八十六億円と見積もられた復旧費用に疑問を感じております。

令和四年八月三日、四日の雨は、これまで経験しなかつた雨量で、本県では置賜地方を中心に大きな被害がありました。三日間の総雨量は、小国町三百六十二ミリ、飯豊町高峰三百十一ミリ、米沢市、長井市と続きます。三日間総雨量では四番目の長井市ですが、一時間降水量では断然トップの七十二・五ミリを記録、三時間降水量も県内最高でした。フラー長井線も落雷で踏切が故障するなどしましたが、大きな被害はなく、八月六日に全線で運転を再開しました。

JRから引き継いだフラー長井線は、開業百年を超えて、鉄橋など当時の古い鉄道施設をそのまま使用しています。米坂線が全線開通に至ったのは長井線より十年以上後のこと。戦前戦中の小国町には大規模軍需工場があったことから、米坂線も戦時下の重要物流路線としての役割も色濃く、それなりの鉄道施設を備えたと推測されます。同じ豪雨でも、古いフラー長井線は耐え、米坂線が大きな打撃を受けたことは、日頃の鉄道施設保守点検に問題はなかったのかと私は考えます。

このようなことから、JR東日本は復旧に自主的に取り組むべきであり、自治体負担は極力少なく、地方創生交付金を充てる策もあるのではないか。

災害により不通となった以前の米坂線は、年々乗客が減って年間十九億円もの赤字を計上。JRが復旧に後ろ向きな最大の理由もあります。これは、ダイヤ改正により急行がなくなったことも影響しています。

私は米坂線大ファンで、被災前は年間十回以上乗車していましたが、日中の運行回数は少なく、本来は乗客として有望な県外旅行客、インバウンド利用は僅かでした。一日十二往復程度運行し、周辺自治体の行事など絡めて誘客を図れば、米坂線は年間を通して魅力的な鉄道になります。運行はフラー長井線を運営する山形鉄道に委託すれば、同社の努力によって赤字額は大幅に縮小されると思います。

本県にとって重要な米坂線の復旧に向けた見解について、折原副知事に伺います。

過日、東京出張の折、用件を終え、高輪ゲートウェイ駅に向かいました。同駅は品川駅と田町駅の間に令和二年に造られ、周辺の再開発により、大型ショッピングセンター、高層商業ビル、タワーマンション、外国資本のホテルなどが次々とオープン、副都心のようなぎわいとなっています。周辺を見渡しますと、地方暮らしに慣れた私の目には異次元の空間のようにさえ感じられます。銀座に行けば、平日でも歩道はラッシュ時のように人であふれ、高級ブ

ランド店には行列ができます。昔、東京は「土一升金一升」と言われましたが、まさにバブルが再開したかに思えます。

東京二十三区の人口は間もなく一千万人に達します。昼間人口は何と一千二百八十七万人、二十三区の面積は約六百二十七平方キロ、山形市と上山市を合わせた面積とほぼ同じですから、山形市と上山市に山形県全体の人口約百万人弱の十三倍の人口がひしめいているわけです。

長井市では、東京都大田区と関係が深く、官民で交流を行っています。大田区は、直近人口約七十四万五千人、七年度予算は三千五百億円を超える大都市、区の面積の一は羽田空港が占めます。長井市と大田区は防災連携協定を結び、大災害発生時は助け合うこととしています。大田区では、首都直下地震、大津波などを想定し、羽田空港から被災した区民を空路で山形に移送、長井市に避難者を受け入れてほしいとの構想を持っておられます。首都直下地震が三十年以内に七〇%もの確率で起こると危惧される中で、大田区の危機感は強いものがあります。

長井市への移住・定住、二拠点暮らしについて、私は区の知人にこう申し上げています。長井市内に百坪土地を求める、平家建てで三十五坪の住宅を建築する価格は、東京都心で一DKマンションを購入する三分の一です。東京で三十五坪、約百十五・五平方メートルのマンションの価格は何と二億円から三億円もするんです。もちろん土地は一平米もありません。県産木材を使用し、まきストーブを設置し暖炉で温めれば補助金もあります。脱炭素、SDGs、時代を先取りした最先端の住宅、広々とした自然空間で豊かな生活が送れます。このような話をすると大変興味を示され、「五十嵐議員、ぜひ大田区に来て区議会議員に話をしてください」と言われます。

山形県、昨年度の県外からの移住者数は百八十組、三百三十三人で過去最高だと自賛しております。新聞の一面にも載っておりました。しかし、決して喜べない数字であります。長野県伊那市の昨年度移住者数は三百五十八人、人口六万四千人余りの一つの市に劣っているわけです。子育て世帯移住支援、移住支援金、家賃補助、どこでもやっています。他県と比較し特色のない魅力のない政策では、東京から、首都圏から移住者は来ません。

狭い東京で今のように開発を進めるには、大量の二酸化炭素がまき散らされ、脱炭素社会に逆行しています。国際社会から非難され、早晚行き詰まり、首都直下地震の危機もこれまで以上に深刻であります。不動産業者、ゼネコンの仕事も減ってくると先読みしなくてはなりません。県内も同様、人口減少、人手不足で経済は縮小します。災害に弱い東京、膨張し飽和状態の首都から、土地は広く、山紫水明、人情に厚く、資源豊かな本県の魅力、潜在能力をPRし、積極的に引きつけていく必要があります。

東京一極集中を是正し、将来の山形創生につなげるための取組が重要だと考えますが、国土交通省において国家的事業に携わられた御経験・知識をお持ちの折原副知事の所感をお尋ねいたします。

令和七年度、知事部局四月一日付の人事異動は、前年度の職員定数四千百十四人のうち一千六百三十四人、異動者の割合は三九・七%であります。十年平均では三九・三%、毎年四割も異動する職場は民間ではまず考えられません。

能力や年齢に応じて昇級・昇格し、いろいろな分野を経験する、研さんを積む。もちろん必要なことであります。しかし、置賜から新庄・最上、庄内、庄内から村山、置賜、新しい部署での仕事、人間関係、引っ越し。負担が大きく、県職員志望者の減少、若年世代の退職にもつながっているのではないか。「同じ公務員になるなら、転勤のない山形市役所」などの声も聞こえてきます。

山形市の人口は二十三万八千人弱、県全体の約二四%です。では、知事部局の常勤職員はどれぐらい山形市に住んでおられるのか。今年六月現在、計四千七十八人のうち一千八百二十二人が山形市に居住、割合にして約四五%と圧倒的に多くなっています。置賜地方居住県職員は四百九人、全体の一割にすぎません。置賜、最上、庄内出身ですが、今は山形市に住んでいます、このような職員が大勢います。住まいをどこにするか、個人の自由ですが、転勤、長時間勤務に対応するには、山形市に家を持つのが最も現実的との考えが働くのではないか。地方の人口減少に拍車がかかります。

県民の意見を申し上げます。常任委員会で新庄・最上を現地調査。福祉施設の経営者からこう言されました。「担当県職員の顔と名前を覚えた頃、いなぐなる。新しい人に初めっから説明すんなねもね」。もっともな御意見であります。

県庁の論理で四割もの職員を異動するのではなく、県民の声、県職員の実態に合わせ見直すべきですが、高橋副知事の見解を伺います。

福島第一原発事故に伴う除染作業で発生した大量の除染土について、福島県外での最終処分に向けた今後五年間の工程表が政府から示されました。福島県大熊町、双葉町の中間貯蔵施設に保管されている約一千四百万立方にも上る除染土等は、二〇四五年まで県外で最終処分することが法律で定められています。比較的放射線量が低い四分の三程度は、放射線に関する安全性を確保しつつ、自治体の理解を得て、道路の盛土、土地造成などに再利用することが想定されています。

先頃、首相官邸の前庭に除染土が運ばれ、再利用されたことがニュースで報道され、御覽になられた県民もいらっしゃった

しゃると思います。九月以降は省庁の花壇や盛土にも活用することも明らかにされ、地方の出先、所管法人での利用も検討することです。また、国民の理解醸成を図りながら、公共事業、民間企業が行う土地造成、埋立てなどにも利用例をつくることも記されています。

悲惨な東日本大震災、原発事故から十四年経過しました。記憶も徐々に風化し、住民の帰還は伸び悩んでいます。大熊町、双葉町では、避難者のうち、ふるさとに帰られた方は一割にも達していません。除染土の負担を地元に、福島県にだけ求めている現状は看過できません。

放射線量の低い土は、近くで作業しても被曝量が年一ミリシーベルト以下で、国際的な安全基準に合致しています。すなわち、公共事業に使用して盛土や埋立てに使用しても工事関係者に影響はなく、もちろん近隣住民に対しても全く安全なわけです。政府はこのような正しい事実を積極的に国民に向けて発信し、県外自治体も科学的に理解し、受入れを前向きに検討しなくてはなりません。

NHKは先頃、除染土の受入れについてアンケートを行い、四十七都道府県から回答を得ました。放射線量の低い除染土の再生利用では、受け入れないと回答した三つの都道府県に山形県が入っています。受け入れないと回答した県は、東北・北海道で山形県のみ。東日本でも山形県だけです。私は、閉会中の常任委員会でもこのことを取り上げ、受入れを表明するよう申し上げましたが、答えはノーでした。

十四年前、原発事故で住み慣れたふるさとを離れざるを得なかつた多くの方を山形県は受け入れました。手を差し伸べるなどという以前に、隣の県として当然のことを行ったものであります。

長井市には、福島県浪江町で被災された酒造会社の御家族が避難されました。歴史ある長井の酒造会社が廃業することになり、社屋や道具を引き継いで酒造りを継続。今ではすっかり長井に溶け込み、浪江町でも酒造りを復活させ、頑張っておられます。市内の農家数軒は酒造会社の復活に協力して酒米を生産、長井市民は長井の水と米で精魂込めた酒に親しんで応援。浪江町にも多くが足を運んでおります。私も行って見てまいりました。

放射線量の低い除染土を受け入れないと表明した山形県に対し、福島県民は少なからず失望されたと思います。受け入れないとするお考えは知事の方針と解釈しますが、科学的な安全性の根拠を示し、風評を払拭、何より、大切な隣県の復興に水を差すことのないよう、除染土の再生利用受入れを表明すべきです。卒原発と除染土受入れは違う話ではないかと思います。

今後の方針はどうか、環境エネルギー部長の見解を伺います。

令和六年度米の不足によってスーパーの米売場ががら空きとなり、銘柄米は高騰。備蓄米放出の賛否、米増産問題など、参議院議員選挙の最大の争点となりました。JAが生産者に仮払いする概算金は六十キロ三万円を超え、昨年と比較し大幅な値上げです。集荷業者は、米を集めためJAを上回る価格を提示。数年前の二倍を超える価格となっています。

数年前の六十キロ当たり概算金一万四千円程度はあまりにも安過ぎ、米農家の所得が今年は増え、再生産に意欲を持つる状況になることは、農業県山形にとって大変喜ばしいことです。が、激変によりいろいろな影響が出ることが心配されます。その一つが酒米。酒造好適米の生産であります。

令和四酒造年度全国新酒鑑評会では、山形県二十の蔵が金賞酒を獲得、日本一となりました。五年度は十四の蔵が金賞獲得、日本一は兵庫県に譲りましたが、上位を占めました。六年度は日本一奪還を目指すものの、金賞酒は八つの蔵にとどまりました。鑑評会金賞受賞の上位は、本県のほか、兵庫県、福島県、新潟県、長野県など銘酒の産地であり、毎年しのぎを削っている好敵手であります。もちろん金賞酒の数が全てではありませんが、山形の酒が高い評価を得るには、酒米の安定供給が最も重要なことと考えます。

酒米は主食用米と比較し十アール当たりの収穫量が少なく、管理も手がかかります。複数の生産者からお聞きしますと、これまで主食用米と比較し価格的には劣ってはいなかった。自分の米で地元の酒造りが、地元の酒蔵が守られている誇りがあるなど、高収入は得られなくても主食用米との差はない。先ほど申し上げました長井市の例のように、酒造会社とのつながりや、意気に感じてといった情緒的な面も支えとなつた感じがします。

J A全農山形が生産者から買い取り、酒造会社に売り渡す六十キロ当たりの令和七年産酒米価格は、出羽燐々二万八千五百円、昨年比一万六百六十円の値上げ、美山錦二万九千円、一万多四十円値上げ、雪女神三万二千円、一万八百七十円の値上げとなりました。六十キロ当たり一万円を超える値上げは、仮に年間六十トン酒米を買い入れる酒造会社に当てはめれば、昨年比の酒米仕入れ額は一千万円以上増えることになります。

酒造りは労働集約型産業で、人の手による緻密な作業を必要とします。それが酒蔵の伝統を守り、酒の品質に直結しますから、当然人件費率も高く、加えて、光熱水費、材料費、輸送費などの物価高が酒造会社の経営を直撃しています。

県は、昨年の酒米が一昨年より六十キロ当たり一千八百円から二千円値上がりし、今後も上昇が見込まれることから、六年度二月補正予算に、酒造会社に酒米値上がり分の二分の一を補助するため、四千万円を計上しました。しか

し、現状では足りません。上昇分を酒の価格に上乗せすれば、消費者の日本酒離れを誘発しますから、酒造会社の自助努力では解決できないぐらい極めて厳しい状況となっています。

四十八ある県内の酒蔵が一つたりとも酒造りを諦めることがないよう支援するには、酒米値上がり分の補助金を大幅に増額する必要があります。秋田県では一億五千万円の補助プラス支援予算を検討していると聞いています。

山形県産食用米のはえぬき、雪若丸、つや姫のJA全農山形の今年度概算金は、六十キロ当たり三銘柄とも一万一千五百円の大幅値上げとなりました。酒米を上回る値上げです。主食用米の新米価格が来年はどうなるのか、これは今時点では誰にも分かりません。しかし、酒米を懸命に作ってこられた生産者の立場に立ってみれば、主食用米より価格が抑えられたことに果たして納得がいくのでしょうか。収量が少なく、手間もかかる酒米。それなら酒米をやめて、はえぬきを作ったほうがいい。このように考える農家が現われてもおかしくはありません。

来年度以降も酒米が安定生産・供給されるには、主食用米価格に合わせ酒米価格を決定する手法は通用しなくなるのではないかでしょうか。酒米生産者が納得して、かつ生産意欲を持ち続けられる支援は、農林水産部でも早急に検討するべきことも申し上げておきます。

酒造会社、酒蔵は、戦前戦後、昔から地域経済の中心であり、水田を守り、お祭りや地域行事に惜しみなく奉仕してきました。酒造会社は立派な旦那衆であり、地方のまとめ役として歴史と伝統文化を守ってこられました。今こそ県民挙げて酒造りを応援すべきと思います。

昨日の新聞紙上一面に「酒米販売価格 酔えぬ高騰」と大きく記事が掲載されました。言い得て妙の表現であります。記事中、酒造組合会長は「酒蔵にとって存亡の危機」と語っています。まさにそのとおり。酒米高騰で県産酒はどうなるのか、県民の関心も非常に高まっています。

美酒県山形の酒が世界中に輸出され、県外、国外から訪れる観光客が山形のおいしい食べ物と地酒を堪能できるよう、酒米高騰で影響を受ける酒造会社への支援について、産業労働部長の力強い見解をお伺いいたします。

県内に四か所ある少年自然の家のうち三か所を現地調査いたしました。いずれも開所から四十年から五十年程度経過、建物内外に老朽化が目立ち、機械設備、電気系統、水回りなど、あちこちに不調、故障などが生じている様子を拝見しました。宿泊訓練も重要な教育施設ですが、飯豊少年自然の家では防火設備に不具合があって、消防署から改善を求められているとお聞きしたのにはびっくりいたしました。

すぐにでも改修、改善すべき箇所があり、優先順位は施設により異なりますが、共通した悩みはエアコンが設置されていないとのことでした。十年ほど前には、真夏でも窓を開けて網戸をしていれば風が入り、少し暑さを我慢して寝泊まりした部屋は、最近の猛暑では危険な暑さとなって、七月、八月は減少しているとのことでした。置賜、村山、最上の施設は郊外に立地、まさに自然の家ですが、標高は住宅地と何ら変わりなく、二階、三階の共同で泊まる部屋は夜間でも三十度を超えるだろうと推測され、宿泊者が減るのもやむを得ないと思います。

猛暑による事故を防ぎ、快適な学習環境の観点から、教室はもちろん、体育館にもエアコンが設置された小中学校もあります。少年自然の家にも設置すべきと考えますが、古い電気設備全体を新たにする必要があつて、莫大な予算が予想され、現実にはかなり厳しいようです。

では、これからずっと夏の宿泊を受け入れないのか。年々老朽化が進み、全体が使用に堪えなくなるのは目に見えているのではないか。少子化に伴って児童数が減少、地域子供会も縮小の状況にあって、少年自然の家の存続も論議していく必要に迫られているのではないか。調査して、聞き取りして強く感じました。

鶴岡市の金峰少年自然の家には七名、他の三自然の家にはおのの四名の教職員、県職員が所長、次長、研修事務担当として常駐し、日常の管理運営は指定管理会社が請け負っています。古く広い建物、広大な敷地、維持管理、修理、人件費、利用者の減少、もろもろを考えたとき、存続すべきか否かの岐路に立っているとも思われます。もちろん、県民の子供たちの財産として存続するのがベストであります。年次を区切って時代に合わせた大改修の予算を捻出しなければなりません。

県内少年自然の家、今後についてどうお考えか、教育長の見解を伺います。

これで壇上からの質問を終わります。御清聴誠にありがとうございました。

○議長（田澤伸一議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

高橋副知事。

○副知事（高橋 徹君） 人事異動の考え方についてお答え申し上げます。

職員の人事異動につきましては、様々な行政課題に的確に対応し、各種施策を力強く推進していくため、組織の活性化と職員の士気高揚に意を用いながら、個々の職員の能力が最大限発揮されるよう、適材適所の人事配置という基本方針に基づき実施しております。

人事異動のスパンについての明確な基準はございませんが、結果として、知事部局の異動者数は近年一千五百人か

ら一千六百人程度で推移しており、実質的に所属が替わらない職員も含まれますが、例年四割程度の職員が異動している状況となっております。

このような異動規模となっている要因としまして、まずは、毎年度、退職や役職定年となる人数が相当程度生じ、それに伴う昇任者やその後任ポストに配置する必要があることから、おのずと異動が生じることが挙げられます。加えて、複雑・多様化する行政需要に対応し、効果的・効率的な県政運営を行うために、毎年度、柔軟に組織体制の見直し・改編を行っておりますので、組織改編に伴い異動が生じるといった側面もございます。

また、職員の能力向上、人材育成の面から、特に若手職員につきましては、広い視野に立てる人材を育成する視点、様々な行政課題に即応できる現場主義の視点、部局間の緊密な連携の強化を図る視点から、多様な分野の経験を積ませるため、ジョブローテーションに配慮した配置を行っているところです。

さらに、職員個人の事情も配慮する必要があります。職員の健康状態や家族状況はもちろん、勤務公所が県内に広く所在する一方、職員の居住地に偏りがあることから、やむを得ず単身赴任や遠距離通勤となっている職員もおりますので、こうした事情も考慮する必要があります。

そうした中にあっても、職務の性質上、人的ネットワークの形成が求められる職場などでは、人脈や経験も重要な要素となりますので、行政サービスの継続性や職員の専門性の向上といった観点から、ある程度長期間にわたる配置にも配慮しているところです。

本県を取り巻く社会経済情勢が刻々と変化し、多種多様な行政課題への迅速かつ的確な対応が求められる中でも、職員が生き生きと健康で働き続けることが行政サービスの向上につながるものと考えておりますので、人材育成の視点や職員個人の事情などを考慮しながら、引き続き落ち着いた人事についても心がけてまいります。

○議長（田澤伸一議員） 折原副知事。

○副知事（折原英人君） 五十嵐議員から私には二問御質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

初めに、JR米坂線復旧についてお尋ねがございました。

令和四年七月に国土交通省の鉄道局、この検討会が取りまとめた「ローカル鉄道の在り方に関する提言」がございますけれども、こちらにおきまして、「JR各社は、引き続き、JR会社法に基づく大臣指針により、現に営業する路線の適切な維持に努めるべきであり、単に不採算であることや一定の輸送密度を下回っていることのみで、路線の存廃を決定すべきではない」との考え方方が示されていることを承知しております。

一方、特に地方部においては、利用者の大幅な減少については、JR各社のみの問題ではなく、かつJR各社の企業努力のみによって乗り越えられるものではないことから、JR各社のローカル線区については、大臣指針の考え方を基本としつつ、現状を踏まえ、国が主体的に関与しながら、沿線自治体とともに、その在り方について検討していくべきとの考え方方が示されていると承知しております。

JR米坂線は災害により被災したものであり、事業主体であるJR東日本が復旧することが基本というふうに考えてございますが、JR東日本からJR米坂線の復旧の課題について地域とともに検討したいというお話を受けまして、令和五年九月にJR米坂線復旧検討会議が設置されて、JR東日本と山形、新潟両県、沿線市町村とで話し合いを行ってきているところでございます。

これまでの会議におきまして、JR東日本は復旧後の運営パターンとして、一つ目がJR運営、二つ目、上下分離、三つ目、第三セクターなどの地域が運営する鉄道、四つ目、バス転換、この四つを示した上で、復旧してもJR単独で運営することは難しいとの見解を示してございます。

いずれのパターンを選択するとしても、県といたしましては、地域にとって望ましい交通とはどのようなもののか検討していく必要があるというふうに考えてございまして、沿線市町の意向を最大限尊重していく必要があるというふうに考えてございます。そのためには、各パターンにおける住民の利便性や地域の負担、JRの関与の内容などを整理する必要がありますが、これまでJRから示された内容ではまだ不足している点があるというふうに考えてございます。沿線市町、JR東日本などとともに、各パターンの深掘りを進めていく必要があるというふうに考えてございます。

なお、議員御指摘の新しい地方経済・生活環境創生交付金でございますけれども、こちらについては、その制度上、鉄道の災害復旧に充てることはできません。

JR米坂線は、高校生が通学の足として利用するなど、地域住民の日々の暮らしを支える、なくてはならない公共交通機関でございます。本県と新潟県とをつなぐ横軸として全国的な鉄道ネットワークの一翼を担う重要な路線というふうに考えてございます。

県としては、引き続き、JR東日本、新潟県、沿線市町と話し合いを重ね、早期復旧に向けて取り組んでまいります。

二点目、東京一極集中の是正に向けた考え方についてお尋ねがございました。

政府において本年六月に閣議決定されました「地方創生二・〇基本構想」では、「東京圏への一極集中の大きな流

れは、不動産価格や生活コストの高騰につながっていることに加え、首都直下地震などの大規模災害時のリスクを高めている」「東京圏へのヒト・モノ・カネの一極集中が進行した結果、地方公共団体が行う行政サービスに地域差・偏在が生じ、そのことが更なる一極集中を招いているとの指摘もある」といった現状認識が示されてございます。

その上で、「地方創生二・〇では、少子化対策等により、今後の人口減少のペースが緩まるとしても、当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていく」との基本姿勢・視点が示されております。

それを踏まえ、「人や企業の地方分散」、これを政策の柱の一つに位置づけまして、「過度な東京一極集中の課題に対応した人や企業の地方分散を図る」「政府関係機関の地方移転に取り組むとともに、関係人口を活かして都市と地方の人材交流を進め、地方への新たな人の流れを創出する」こととしてございます。

また、都道府県の役割として、「広域自治体として、市町村間の調整や補完、市町村の状況の可視化、国との連携など、重要な役割」を果たすことが求められることということが示されてございます。

本県におきましては、本年三月に策定いたしました第四次山形県総合発展計画の後期実施計画におきまして、人口減少や人手不足を踏まえた対応を重点項目として位置づけ、国内外の人材の呼び込みやデジタルの活用による生産性の向上などに特に力を入れていくこととして、今年度から計画に基づく取組を進めているところでございます。

議員御指摘の移住の促進でございますが、こちらの取組の評価については、単に移住者数の規模のみではなく、様々な要因や背景、移住後の定着率なども含めて分析することが重要であるというふうに考えてございます。

また、移住以外にも様々な手法で国内外の活力を取り込みながら、本県経済の持続的な経済成長を促していくことが重要というふうに考えてございます。

例えば、現在、インバウンド需要が大きく拡大してございますが、本県におきましても、二〇二四年の外国人訪問者数は十九万人に達して過去最高となっているところでございます。観光庁は、定住人口一人分の消費額、こちらは年間百三十五万円で、外国人旅行者約六人分の消費で賄うことが可能だということを試算してございますので、引き続き、インバウンドの誘客に向けた取組を強化していくことが重要というふうに考えてございます。

さらに、関係人口は、県外に住みながら本県活力の維持向上に寄与いただけるものでございますので、関係人口拡大の取組も重要というふうに考えてございます。居住人口当たりの関係人口につきまして、国土交通省の調査におきますと、本県は全国第一位であるというふうに承知してございますが、本県が多くの人々に魅力を感じていただき、関わりを築く力を持っていることの表れというふうに受け止めてございます。本県の大きな強みになり得るものと考えてございます。今後は一歩進めて、より持続的で多目的な関わりへと進化させていくことが重要というふうに考えてございます。

他方で、本県の実質県内総生産額は、人口減少下におきましても、二〇一二年から二〇二二年までの十年間で約一三%増加したところでございます。特に製造業では約六四%増加するなど、ものづくりは本県の大きな強みであると考えてございます。引き続き、生産性の向上に向けて、AI・デジタルの活用や地域内外の関係者の連携・協働によるイノベーションの創出などをなお一層促していくことが重要というふうに考えてございます。

本県の価値・魅力を向上させ、地域分散の受皿となるための地方創生の取組を進めることで、人口減少が進む中にあっても、持続的な経済成長と持続的な地域づくりを実現してまいりたいというふうに考えてございます。

私からの答弁は以上でございます。

○議長（田澤伸一議員）　沖本環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（沖本佳祐君）　除染土の受入れについてお答えいたします。

福島第一原子力発電所の事故に伴う除染等の措置に伴い生じた除去土壤等の処分につきましては、平成二十六年に改正された中間貯蔵・環境安全事業株式会社法において、国の責務として、中間貯蔵開始後三十年以内、二〇四五年までに、「福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」と規定されました。

これまでも、政府として、福島県外での最終処分に向けて、関連する基準やガイドラインを策定するとともに、福島県内の実証事業等をはじめとした様々な取組を行ってきたところですが、除去土壤等の量が膨大であることから、県外最終処分の実現に当たっては、最終処分量を低減するため、除去土壤等の減容、再生利用を進めることが重要とされています。

政府は、令和七年五月二十七日に「福島県内除去土壤等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針」を取りまとめました。さらに、この基本方針を着実に実行するため、当面五年程度で主として取り組むことを取りまとめたロードマップが去る八月二十六日に公表されたところです。

ロードマップでは、除去土壤等の復興再生利用を進めるため、七月には首相官邸での利用、九月には霞が関の中央官庁の花壇等での利用が順次始まっており、今後は、霞が関の中央官庁以外にある各府省庁の庁舎等での率先した事例の創出を行い、公共事業や公的主体が管理する施設での利用、民間企業での利用など、実用途における先行事例の

創出へとつなげ、二〇三〇年頃までには実用途における復興再生利用のめどを立てることを目指すとされています。

一方で、これまでに計画された埼玉県所沢市にある環境省の環境調査研究所における除去土壌の再生利用の実証事業については、環境省の事業説明会に参加した周辺住民から全国に風評被害が及ぶ可能性があるなどの反対意見が相次ぎ、環境省は事業計画を凍結しました。また、東京都の新宿御苑での実証事業でも、周辺住民から災害時の流出が不安などの反対意見を受け、同様に事業計画を凍結したことなどから、除去土壌の再生利用についてはまだ理解醸成には至っていないと考えられます。

本県においては、原発事故後、福島県からピーク時には約一万三千人、現在も一千人を超える避難者を受け入れ、事故発生当初から継続的な支援、具体的には、借り上げ住宅の提供をはじめ、子育て支援、心のケアなど、市町村や関係団体、NPO、ボランティア団体等と連携しながら、避難されている方々が安心して暮らせるように、隣県としてできる限りの支援に取り組んでまいりました。

その一方で、放射線が健康に与える影響などの不安から、本県の農産物や観光産業への風評対策として、放射線の検査を実施し、結果を公表するなど、風評の払拭に苦労してきた経緯もあることを踏まえると、除去土壌の再生利用については、風評や放射線の不安から住民の理解が得られないため受け入れられないと考えております。

○議長（田澤伸一議員） 奥山産業労働部長。

○産業労働部長（奥山 敦君） 酒米高騰の影響を受ける酒造会社への支援についてお答え申し上げます。

本県の日本酒は、郷土の大地に育まれた米と水、そして関係者が官民一体で長年磨き上げてきた高い技術の結晶であり、県産品の代表格として、山形の魅力を国内外に伝える重要な財産であります。

この本県の高品質な日本酒造りを支える酒米の生産に当たっては、品質の向上や本県独自の品種の開発・育成等、良質な酒米を県内で安定的に確保するための取組を長年にわたり、酒造業界、農業関係者、県の試験研究機関が一体となって進めてまいりました。

その一方で、今般の主食用米の価格高騰に伴い、全国的に酒米生産者が主食用米に切り替える動きが広まるとともに、酒米の取引価格が高騰していることから、必要とする良質な酒米の安定確保が難しくなることが懸念されております。このことは、本県の特徴である県産酒好適米を使った高品質な酒造りに影を落とし、飲食業や観光分野など幅広い産業にも大きなダメージを与えかねない重要な課題であると認識しております。

こうした状況を踏まえ、県では、緊急的な措置として他県に先駆けて、令和六年産米購入に係る補助事業を令和六年度二月補正予算に計上し、県産酒好適米の主要品種を対象に、前年からの価格上昇分に対し一定の支援を行ったところです。

さらに、本年も昨年を上回る米価上昇が見込まれるため、酒造会社が十分な量の酒米を購入できるよう七年産米の購入支援を行うこととし、さきの六月補正予算において御可決いただいたところであります。

この支援の早期決定につきましては、酒造業界から感謝の声を頂戴しているところではありますが、今般の酒米購入支援はあくまでも緊急的措置であり、今後も酒米価格の高止まりが懸念される中、酒造会社の経営を安定させ、本県の酒造りを守っていくためには、酒米の生産流通体制の確立・強化に加え、県産日本酒の品質向上や販売拡大、さらには価格転嫁や生産性向上等による収益力の強化が必要となります。

そのため県では、工業技術センターにおいて、県産酒のさらなる品質向上と安定生産を図るため、猛暑など厳しい気象条件により酒米の品質が不安定な状況であっても、高品質でコストを抑えた醸造が可能な方法の開発に取り組んでいるところです。

また、販売拡大に向けては、台湾、香港、欧州におけるプロモーション活動や商談会の実施に加え、国内外で開催される展示会・商談会等への出展支援など、新たな販路の確立に取り組んでおります。

さらに、全国的な課題である酒米の安定供給や酒造会社の経営の安定化に関し、今後も農家が意欲的に酒米を生産し、かつ酒造会社が必要な酒米を安定的に確保できる仕組みを確立するための支援の実施を政府に対して要請していくことも必要と考えております。

県としましては、県産日本酒のさらなる振興に向け、引き続き、酒米の安定確保や県産日本酒のさらなる品質向上、販売拡大のために必要な対策に取り組むとともに、関係団体等と連携の下、中長期的な視点に立って酒造会社の経営の強化を図り、「日本一美酒県 山形」を確固たるものとしてまいりたいと考えております。

○議長（田澤伸一議員） 須貝教育長。

○教育長（須貝英彦君） 私からは、少年自然の家の今後についてお答えします。

少年自然の家は、これまで、それぞれの地域の自然環境を生かした野外活動や集団宿泊など様々な体験を提供することで、本県青少年の健全育成に寄与してまいりました。近年、児童生徒数の減少もあり、利用者数は減少傾向にありますが、令和六年度において、市の少年自然の家がある山形市以外の小学校の八六%が県の施設を利用しておらず、依然として高いニーズがあると考えております。

県教育委員会といたしましては、自然の中での体験活動や集団活動は、身体感覚を養うとともに、想像力や好奇心、コミュニケーション能力や責任感など、生きる力を育む上で大変重要なものであり、青少年の体験活動の減少や体験格差が指摘される中、少年自然の家の役割は重要になってくるというふうに考えております。

しかし、現在の施設は、いずれも設置後四十年以上経過しているため、老朽化に伴う修繕等が必要となっており、今後ますますその傾向が顕著になってくるものと推測されます。さらに、宿泊スペースに冷房設備が設置されていない、また、バリアフリー化に十分対応できていないといった課題も抱えております。

これまで、利用者が安全に活動できるよう、緊急性や利便性を勘案し、優先順位をつけながら可能な限り施設の修繕や設備の更新など必要な対策を講じてまいりましたが、これらの施設の老朽化対策や冷房設備導入のためには、引き続き相応の財政負担が見込まれますので、どのように進めていくか、財源をどう確保していくかも含め検討してまいります。

一方、御指摘のとおり、現在の施設については、いずれは大規模な改修が必要になるわけですが、財政状況を勘案すれば、全ての施設を現状のまま再整備することが果たして可能なのかという課題があります。そのため、少年自然の家が体験活動の拠点としての役割を果たしながら、時代のニーズに応える施設としてどのような在り方が望ましいのか、しっかりと検討した上で整備を進めていく必要があると考えております。

施設機能につきましては、他県では、幅広い年代層への利用者の拡大、産業分野等における体験の導入といった観点で検討を進めている例がございます。また、第七次山形県教育振興計画では「県民みんなでチャレンジ！」を掲げており、体験メニューの開発や施設の運営に地域や企業など多様な主体が参画することも考えられます。さらに、情報通信技術の活用や利用者に対する鳥獣被害の防止など、今日的な課題への対応についても念頭に置きながら、しっかりと研究していく必要があると考えております。

県教育委員会といたしましては、今後、利用団体のニーズや他県における検討状況をさらに把握・分析するとともに、利用者や有識者の御意見などもお聴きしながら、将来にわたり少年自然の家が県民の期待に応える施設であり続けるために、どのような視点を持って整備を進めていくべきか、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○議長（田澤伸一議員） 以上をもって通告者の発言は全部終わりました。

質疑及び質問を終結いたします。

○議長（田澤伸一議員） 以上をもって本日の日程は終わりました。

明二十七日から十月二日までの六日間は休日、議案調査及び委員会審査のため休会とし、十月三日定刻本会議を開き、予算特別委員長より審査の経過について報告を求めます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 三時 十四分 散 会